



埼玉県マスコット
さいたまっち&コバトン

液化石油ガス法に基づく手順の手引

令和 7 年 1 0 月改訂

彩の国  埼玉県

危機管理防災部化学保安課

目 次

1	手続きの概要	1
1. 1	届出等の様式	1
1. 2	届出等の方法	1
1. 3	申請等の手数料	1
1. 4	届出等の提出先に関する注意点	3
2	液化石油ガス販売事業	4
2. 1	液化石油ガス販売事業の登録（法第3条）	4
2. 2	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）の請求（法第3条の2）	5
2. 3	液化石油ガス販売所等の変更（法第8条）	6
2. 4	液化石油ガス販売事業者の承継（法第10条）	7
2. 5	業務主任者等の選任及び解任（法第19条、第20条、第21条）	8
2. 6	登録行政庁の変更（法第6条）	8
2. 7	報告（施行規則第132条）	9
2. 8	液化石油ガス販売事業の廃止（法第23条）	9
2. 9	液化石油ガス販売事業者の認定（法第35条の6）	9
2. 10	液化石油ガス販売事業者のその他の法令遵守義務	11
3	保安業務	12
3. 1	保安業務を行おうとする者の認定（第29条）	12
3. 2	保安機関の認定の更新（法第32条）	13
3. 3	一般消費者等の数の増加の認可（法第33条第1項）	13
3. 4	一般消費者等の数の減少の届出（法第33条第2項）	13
3. 5	保安業務規程（新規・変更）（法第35条）	14
3. 6	保安機関の変更（法第35条の4で準用する法第8条）	14
3. 7	保安機関の承継（法第35条の4で準用する法第10条）	15
3. 8	認定行政庁の変更（法第35条の4で準用する法第6条）	16
3. 9	報告（施行規則第132条）	16
3. 10	保安機関の廃止（法第35条の4で準用する法第23条）	16
3. 11	保安機関のその他の法令遵守義務	16
4	貯蔵施設、特定供給設備	17
4. 1	貯蔵施設、特定供給設備の設置の許可（法第36条）	17
4. 2	貯蔵施設、特定供給設備の変更（法第37条の2）	17
4. 3	貯蔵施設、特定供給設備の完成検査（法第37条の3）	18
5	充てん設備	19
5. 1	充てん設備の許可（法第37条の4第1項）	19
5. 2	充てん設備の変更（法第37条の4第3項で準用する法第37条の2）	20
5. 3	充てん設備の完成検査（法第37条の4第4項で準用する法第37条の3）	21
5. 4	充てん設備の保安検査（法第37条の6）	21
5. 5	充てん事業者のその他の法令遵守義務（法第37条の5）	21
5. 6	充てん作業者の再講習（施行規則第74条）	22
5. 7	充てん設備の休止・再開	22

6	液化石油ガス設備工事	23
6. 1	液化石油ガス設備士免状の交付（再交付・書換え）申請（法第38条の4）	23
6. 2	液化石油ガス設備士の再講習（法第38条の9第1項）	23
6. 3	液化石油ガス設備士免状の自主返納	23
6. 4	液化石油ガス設備工事に関するその他の法令遵守事項	25
7	高圧ガス保安法	25
7. 1	危険時の措置（法第36条）	25
7. 2	事故届（法第63条）	25
8	液化石油ガス法に基づく申請書等様式	27
	液化石油ガス販売事業登録申請書	28
	液化石油ガス販売計画書	29
	貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表	32
	貯蔵施設を所有又は占有しない理由書	33
	欠格事由に関する事項（法人）	34
	欠格事由に関する事項（個人）	35
	登記情報確認のための情報提供資料	36
	住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認申出書	37
	販売予定地域及び緊急時対応範囲図	38
	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書	39
	登録行政庁変更届書	40
	液化石油ガス販売所等変更届書	41
	液化石油ガス販売事業承継届書（甲）	42
	液化石油ガス販売事業承継届書（乙）	43
	液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書	44
	液化石油ガス販売事業者相続同意証明書	45
	液化石油ガス販売事業者相続証明書	46
	液化石油ガス販売事業者事業承継証明書	47
	業務主任者等選任（解任）届書	48
	液化石油ガス販売事業廃止届書	49
	液化石油ガス販売事業者認定申請書	50
	集中監視センターの常時監視体制概要説明書	51
	各販売所の監視体制等概要説明書	52
	一般消費者等一覧	53
	保安確保機器一覧	54
	技術上の基準への適合状況	55
	認定液化石油ガス販売事業者状況報告書	57
	液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況報告書	58
	保安機関認定申請書	60
	保安業務計画書	61
	保安業務技術的能力算定書	62
	保安業務資格者等一覧	64
	緊急時対応を行う場合の範囲図	65
	保安業務以外の業務の種類及び概要	69
	保安機関事業所連絡票	70

保安機関認定更新申請書	72
一般消費者等の数の増加認可申請書	73
一般消費者等の数の減少届書	74
保安業務規程認可申請書	75
保安業務規程変更認可申請書	76
認定行政庁変更届書	77
保安機関変更届書	78
保安機関承継届書（甲）	79
保安機関承継届書（乙）	80
保安機関事業譲渡証明書	81
保安機関相続同意証明書	82
保安機関相続証明書	83
保安機関事業承継証明書	84
保安業務廃止届書	85
貯蔵施設等設置許可申請書	86
貯蔵施設等設置（容器）許可申請書（別紙１）	87
貯蔵施設等設置（容器）許可申請書（別紙２）	88
貯蔵施設等設置（バルク貯槽）許可申請書（別紙１－１）	89
貯蔵施設等設置（バルク貯槽）許可申請書（別紙１－２）	90
貯蔵施設等設置（バルク貯槽）許可申請書（別紙１－３）	91
貯蔵施設等設置（バルク容器）許可申請書（別紙２－１）	92
貯蔵施設等設置（バルク容器）許可申請書（別紙２－２）	93
貯蔵施設等設置（バルク供給）許可申請書（別紙３）	94
貯蔵施設等変更許可申請書	95
貯蔵施設等変更届書	96
貯蔵施設等完成検査申請書	97
貯蔵施設等完成検査受検届書	98
貯蔵施設等完成検査結果報告書	99
充てん設備許可申請書	100
充てん設備変更許可申請書	101
充てん設備変更届書	102
充てん設備完成検査申請書	103
充てん設備完成検査受検届書	104
充てん設備完成検査結果報告書	105
充てん設備保安検査申請書	106
充てん設備保安検査受検届書	107
充てん設備保安検査結果報告書	108
充てん設備休止届書	109
充てん設備休止再開届書	110
液化石油ガス充てん事業者報告書	111
液化石油ガス設備士免状返納届書	113
特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	114
特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	116
特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書	117
事故届書（特定消費設備に係る事故以外の場合）	118
事故届書（特定消費設備に係る事故の場合）	119

1 手続きの概要

この手引きは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の申請、届書、請求及び報告（以下「届出等」という。）の手続きについて定めたものです。

1. 1 届出等の様式

届出等に当たっては、別添の様式を使用してください。埼玉県ホームページ「液化石油ガス法関係様式一覧」で各様式をダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/yosiki.html>

検索ワード：「埼玉県」「液化石油ガス」「様式」

1. 2 届出等の方法

（1）電子申請・届出の場合（推奨）

- ① 埼玉県電子申請・届出サービス（以下「電子申請」という。）を利用してください。
 1. 1のホームページ「液化石油ガス法関係様式一覧」内の「手続の手引の様式集」の各手続きへのリンク先のページに掲載している「電子申請入口」から、各届出等の電子申請ページにアクセスできます。
- ② 各届出等のページで必要事項を入力し、必要書類一式を添付の上、届出等を行ってください。
- ③ 添付ファイルの形式はPDFとしてください。

（2）郵送又は持参の場合

届出等の必要書類一式を当課あて提出してください。提出部数は1部です。

【提出先】

埼玉県危機管理防災部化学保安課 液化石油ガス担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（危機管理防災センター1階）

【注意点】

- ・ 届出等の控えが必要な場合は、所定の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ・ 手数料が必要な申請の場合、郵送での受付ができません。電子申請もしくは事前にご予約いただき、ご来所ください。
（埼玉県HP：令和6年1月以降は原則キャッシュレス決済になります！）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuresu.html>
- ・ ファクシミリでの提出はできません。
- ・ 用紙の大きさは日本産業規格A4としてください。郵送又は持参による提出の場合、添付する明細書等及び図面等はA4とするか、A4の大きさに折り込んでください。

1. 3 申請等の手数料

次の申請等については、埼玉県手数料条例に基づき次の手数料の納付が必要です。下表に記載の額を「電子申請での電子納付」又は「窓口キャッシュレス決済」により納付してください。

手続き名	手数料等の額
販売事業の登録申請	31,000円
販売事業者登録簿謄本の交付請求	1通につき 630円※ ※郵送での交付を希望する場合、手数料に加えて、簡易書留の郵便料金460円が必要です。
販売事業者登録簿謄本の閲覧請求	1回につき 460円
保安機関の認定申請	34,000円 ＋認定保安業務区分数×6,900円

保安機関の認定更新申請	14,000円 + 認定保安業務区分数×6,900円
一般消費者等の数の増加認可申請	20,000円 + 認定保安業務区分数×6,900円
販売事業者の認定申請 (保安の確保の方法等の認定申請)	一般消費者等の数が1,000戸未満 55,000円 一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満 80,000円 一般消費者等の数が10,000戸以上 98,000円
貯蔵施設(3t以上)、特定供給設備の 設置許可申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×21,000円
貯蔵施設(3t以上)、特定供給設備 設置の完成検査の申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数×31,000円 (高圧ガス保安法の完成検査合格施設の場合) 施設数×5,800円
貯蔵施設(3t以上)、特定供給設備の 変更許可申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×15,000円
貯蔵施設(3t以上)、特定供給設備 変更の完成検査の申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数×24,000円 (高圧ガス保安法の完成検査合格施設の場合) 施設数×5,800円
充てん設備の許可申請	充てん設備の数×28,000円
充てん設備の完成検査の申請	充てん設備の数×36,000円
充てん設備の変更許可申請	変更に係る充てん設備の数×17,000円
充てん設備の変更許可の完成検査の申請	変更に係る充てん設備の数×27,000円
充てん設備の保安検査の申請	充てん設備の数×27,000円
液化石油ガス設備士免状交付申請	3,300円
液化石油ガス設備士免状再交付申請	2,300円
液化石油ガス設備士免状書換え申請	1,200円

【備考】

- ・ 埼玉県収入証紙の使用は終了しました。
- ・ 液化石油ガス設備士免状の手続き(新規交付、再交付、書換え)の受付窓口は高圧ガス保安協会ですが、手数料の納付は埼玉県に行うことになっております。
(埼玉県HP：高圧ガス製造保安責任者・販売主任者・液化石油ガス設備士免状の交付申請について) <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/menjo.html>

【電子申請の流れと手数料の納付に係る注意点】

- ・ 現在、液化石油ガス法に係る申請では、手数料の支払い方法は Pay-easy(ペイジー。金融機関のATM又はインターネットバンキングで支払い可能)又はクレジットカードとなります。
- ・ 電子申請による手数料は、県から受理通知メールを受信した後でなければ納付できません。

＜電子申請の流れ＞

- ① 電子申請・届出サービスで電子申請する。
- ② 申請が正常に完了すると、「申込完了通知メール」が自動送信される。
- ③ 県は申請の必須事項の記載有無等の確認後、「受理通知メール」を送信する。
- ④ ③のメール受信後、**メールに記載された期限※まで**に Pay-easy 又はクレジットカードで手数料を支払う（支払後の県への連絡は不要）。

※ 期限までに支払いがない場合、当該申請は自動的に無効となります。

- ・ 電子申請で手数料を納付する場合、**領収書等は発行されません**ので御承知おきください。

1. 4 届出等の提出先に関する注意点

次の事務は、法令又は条例により市町村に移譲されています。これらの届出等の提出先は下表のとおりですので、御注意ください。

届出等の詳細は、各市町村又は消防組合の消防本部等に直接お問い合わせください。

事務の名称	届出等提出先
液化石油ガス販売事業に係る届出等※ ¹ 保安業務に係る届出等※ ² 貯蔵設備等に係る届出等※ ³	さいたま市
充てん設備に係る届出等※ ⁴	さいたま市 戸田市
液化石油ガス設備工事の届出等 特定液化石油ガス設備工事事業の届出等	全市町村

※¹ さいたま市内にのみ液化石油ガス販売所を有する場合。

※² さいたま市内の液化石油ガス販売所のみの保安業務（受託により行うものを含む。）を行う場合

※³ 貯蔵施設等の所在地が対象市内のもの。

※⁴ 充てん設備の使用の本拠の所在地が対象市内のもの。

2 液化石油ガス販売事業

2. 1 液化石油ガス販売事業の登録（法第3条）

液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業者は、あらかじめ液化石油ガス法に基づき液化石油ガス販売事業の登録を受けなければなりません。また、工業用その他に液化石油ガスを販売する場合には、別途に高压ガス保安法に基づき販売所ごとに販売事業の届出が必要となります。

2. 1. 1 必要書類

申請に当たって、次の書類が必要となります。

No.	必 要 書 類	備 考
1	液化石油ガス販売事業登録申請書	様式1. 1
2	液化石油ガス販売計画書	様式1. 2
3	販売所案内図	
4	販売予定地域及び緊急対応範囲図	
5	損害賠償能力を証明する書面	保険加入引受証（写し）、付保証明等
6	保安業務委託先の保安業務認定書の写し（別表も含む）、委託契約に係る書面（案）	保安業務を委託する場合のみ
7	特定液化石油ガス設備工事委託先の「特定液化石油ガス設備工事事業開始届」の写し、委託契約に係る書面（案）の写し	自ら特定液化石油ガス設備工事事業者となる場合は不要
8	欠格事由に関する事項	様式1. 5
9 a	法人の登記事項証明書※ ^{1～3} （写しでの提出も可能ですが、不鮮明な場合、原本の提出を求めることがあります）	法人の場合のみ
9 b	登記情報確認のための情報提供資料	様式1. 6 登記事項証明書の提出を省略する場合のみ
10	定款の写し	法人の場合のみ
11 a	住民票の写し（市区町村長が発行した原本、個人番号が記載されていないもの）※ ^{1,2,4}	個人の場合のみ
11 b	住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認申出書	様式1. 7 住民基本台帳ネットワークシステムの利用により住民票の提出を省略する場合のみ

※1 発行から3か月以内のもの。

※2 電子申請の場合、原本をスキャンしたデータ。

※3 登記情報確認のための情報提供資料（様式1. 6）を提出することで、登記事項証明書の提出を省略できます。

※4 県内に住民票を有する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、住民票の提出を省略できます。

【法第 11 条本文に基づき貯蔵施設を所(占)有する場合に必要な書類】

12	貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表	様式 1. 3
13	貯蔵施設案内図	販売所と同一敷地内の場合は省略可
14	貯蔵施設の敷地配置図	保安距離及び保安物件を平面図、立面図に明示
15	貯蔵施設等の構造、設備について示した図面	平面図、立面図、詳細図

【法第 11 条ただし書きの規定に基づき貯蔵施設を所(占)有しない場合に必要な書類】

16	貯蔵施設を所有又は占有しない理由書	様式 1. 4
17	委託先・所(占)有事業所の許可書の写し	第 1 種製造者、第 1 種貯蔵所の所有者等
18	配送委託契約書の写し	施行規則第 11 条第 2 項第 3 号適用の場合
19	配送事業者と第 1 種製造者、第 1 種貯蔵所の所有者等との関係を示す書面	上の場合であって、第 1 種製造者、第 1 種貯蔵所の所有者等と資本関係にある配送業者に配送を全量委託するとき
20	資本的結合を証する書面	施行規則第 11 条第 2 項第 6 号適用の場合

2. 1. 2 その他

- ① 自ら特定液化石油ガス設備工事事業者となる場合は、事業開始の日から 30 日以内に各市町村（又は消防組合）の消防本部・消防局へ「特定液化石油ガス設備工事事業者開始届」を提出してください。
- ② 液化石油ガス販売事業者の登録後、「業務主任者等選任届」を提出してください。
- ③ 登録した販売事業者について個人事業者から法人に変更する場合は、従前の販売事業者を廃止し、法人として新たな販売事業者の登録をする必要があります。

2. 2 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）の請求（法第 3 条の 2）

誰でも液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。

2. 2. 1 必要書類

請求に当たって、「液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書」（様式 2. 1）が必要です。

2. 3 液化石油ガス販売所等の変更 (法第8条)

液化石油ガス販売事業者は、次の内容について変更したときは、遅滞なく届出なければなりません。

- ① 氏名・名称、住所、(法人の場合)代表者の氏名
- ② 販売所の名称、所在地
- ③ 液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設の位置、構造
- ④ 保安業務を行う保安機関の氏名・名称、その事業所の所在地
- ⑤ 販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置

2. 3. 1 必要書類

「液化石油ガス販売所等変更届書」(様式3. 1)【添付書類】

No.	変 更 内 容	該当する必要書類(販売事業の登録の 2. 1. 1 必要書類の表の該当する番号)
1	事業者、販売所の名称の変更	9 a (法人の場合)、11 (個人の場合) 【販売所の名称のみ変更する場合は不要】
2	法人事業者の(本社)住所変更	9 a
3	個人事業者の住所変更	11 a 又は b
4	法人の代表者の変更	8、9 a
5	販売所の新設	販売所の移転ではない場合 2～7, 12～15 (貯蔵施設有), 16～20 (貯蔵施設無) 販売所の移転の場合 2～5
6	販売所の廃止	添付書類なし
7	貯蔵施設の変更	12～15
8	貯蔵施設の廃止(法第11条ただし書き適用)	16～20
9	保安業務を実施する者の変更	2, 6 (必要に応じて)
10	損害賠償措置の変更	2, 5

2. 4 液化石油ガス販売事業者の承継（法第10条）

液化石油ガス販売事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（その事業全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継します。地位を承継した者は遅滞なくその旨を届出なければなりません。

2. 4. 1 必要書類

届出に当たって、次の書類が必要となります。

その他必要に応じて、販売事業の登録の2. 1. 1 必要書類の表の番号10の書類。

No.	必 要 書 類	備 考
1	液化石油ガス販売事業承継届書（甲）	様式4. 1
2	液化石油ガス販売事業承継届書（乙）	様式4. 2 法第10条第2項各号に該当の場合のみ （承継により国所管になった場合）
3	液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書	様式4. 3（事業の全部の譲渡し）
4	事業の全部の譲渡しを証する書面	様式4. 3を用いた場合のみ
5	液化石油ガス販売事業者相続同意証明書	様式4. 4（個人の相続） 販売事業者の地位を相続した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定された者の場合のみ※ ¹
6	液化石油ガス販売事業者相続証明書 （証明者2名以上が必要）	様式4. 5 販売事業者の地位を相続した相続人であつて、上記の相続人以外のもの※ ¹
7	液化石油ガス販売事業者事業承継証明書	様式4. 5. 2（分割）
8	事業の全部の承継を証する書面	様式4. 5. 2を用いた場合のみ
9a	法人の登記事項証明書※ ^{2~4} （写しでの提出も可能ですが、不鮮明な場合、原本の提出を求めることがあります）	法人の場合のみ
9b	登記情報確認のための情報提供資料	様式1. 6 登記事項証明書の提出を省略する場合のみ
10	戸籍謄本（被承継者の相続人全員が分かるもの）※ ^{2, 3} 住民票の写し（市区町村長が発行した原本、販売事業者の地位を相続した相続人のもの、個人番号が記載されていないもの）※ ^{2, 3}	相続の場合のみ
11	欠格事由に関する事項	様式1. 5

※1 証明者には、県から証明書の内容について確認の連絡をすることがありますので、御承知おきください。

※2 発行から3か月以内のもの。

※3 電子申請の場合、原本をスキャンしたデータ。

※4 登記情報確認のための情報提供資料（様式1. 6）を提出することで、登記事項証明書の提出を省略できます。

2. 5 業務主任者等の選任及び解任（法第19条、第20条、第21条）

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに業務主任者等を選任し、業務主任者の職務を行わせなければなりません。また、業務主任者の選任及び解任について、届出が必要となります。

2. 5. 1 資格要件

業務主任者については次の①、③を、業務主任者代理者については①、③又は②、③の条件を満たす者でなければなりません。

- ① 第2種販売主任者免状の交付を受けていること。
- ② 高圧ガス保安協会（KHK）の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習の課程を修了し、18歳以上であること。
- ③ 液化石油ガス販売の実務に6か月以上従事した経験を有すること。

2. 5. 2 選任者数

- (1) 業務主任者 販売所ごとに次の人数以上を選任すること。
 - ① 一般消費者等の数1000戸未満 1人
 - ② 一般消費者等の数1000戸以上 2人（以後2000戸を増すごとに1人を加算）
- (2) 業務主任者代理者 販売所ごとに1人以上の業務主任者代理者を選任すること。

2. 5. 3 必要書類

届出に当たって次の書類が必要となります。

- ① 業務主任者等選任（解任）届書（様式5. 1）
- ② 選任者の資格を証する書面（免状、講習修了証等）の写し

2. 5. 4 業務主任者の講習

液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に高圧ガス保安協会の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を次のとおり受けさせなければなりません。

- ① 第1回の講習は、免状の交付日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内
- ② 第2回以降の講習は、前回の講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内
- ③ 業務主任者に選任した日に①又は②の期間が経過している場合並びに業務主任者に選任した日から①又は②の期間が経過するまでの期間が6月未満の場合は、①又は②の規定にかかわらず、選任日から6月以内

2. 6 登録行政庁の変更（法第6条）

液化石油ガス販売事業者は登録を受けた後、次のいずれかに該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行おうとする場合（承継による場合を除く。）において、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長の登録を受けたときは、遅滞なくその旨を「登録行政庁変更届書」（様式17. 1）により**従前の登録をした行政庁に届出**してください。

- ① 経済産業大臣の登録を受けた者が、1つの都道府県又は指定都市（さいたま市等。以下同じ。）にのみ販売所を有することとなったとき。
- ② 都道府県知事の登録を受けた者が、他の1つの都道府県又は1つの指定都市にのみ販売所を有することとなったとき。
- ③ 都道府県知事の登録を受けた者が、2つ以上の都道府県に販売所を有することとなったとき。
- ④ 指定都市の長の登録を受けた者が、当該指定都市の区域以外に販売所を有することとなったとき。

2. 7 報告（施行規則第132条）

液化石油ガス販売事業者は、事業年度経過後3月以内に、事業年度末の一般消費者の数及び保安機関への保安業務の委託状況について、報告してください。（液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況報告書）

2. 8 液化石油ガス販売事業の廃止（法第23条）

液化石油ガス販売事業者が販売事業を廃止した場合には、遅滞なく届出をしなければなりません。なお、保安業務及び高圧ガス保安法の販売事業についても併せて廃止する場合は、本項目の廃止届出とは別に、廃止届出が必要です。

2. 8. 1 必要書類

液化石油ガス販売事業廃止届書（様式6. 1）により届出してください。

2. 9 液化石油ガス販売事業者の認定（法第35条の6）

液化石油ガス販売事業者は、販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための機器であって規則に定めるものの設置及び管理の方法が規則で定める基準に適合していることについて、認定を受けることができます。

認定を受けると県報に公示され、認定液化石油ガス販売事業者の特例（法第35条の8及び9に基づく規制緩和）※を適用することができます。

※ 定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和等

2. 9. 1 必要書類

申請に当たって次の書類が必要となります。

No.	必 要 書 類	備 考
1	液化石油ガス販売事業者認定申請書	様式18. 1
2	集中監視センターの常時監視体制概要説明書	様式18. 2-1
3	各販売所の監視体制等概要説明書	様式18. 2-2 当該販売所が集中監視センターの場合は不要
4	集中監視センターのシステム構成等が確認できるカタログ・リーフレット等	
5	集中監視センターとの業務委託契約書の写し	集中監視センターを委託している場合のみ
6	一般消費者等一覧※ ¹	様式18. 2-3 ・ 認定対象の有無にかかわらず供給中の一般消費者等を全て記載すること ・ 紙面で申請する場合、原則として1ページ目のみ印刷して添付し、原本は電子データで提出すること
7	保安確保機器一覧※ ¹	様式18. 2-4 認定対象の一般消費者等に設置されたもののみ記載すること

8	保安確保機器の仕様書及び図面	認定対象の一般消費者等に設置されたもののみ添付すること
9	保安確保機器が認定基準を満たすことの根拠書類※ ¹	(例) 一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会 (L I A) の第 1 検査合格通知書の写し
10	漏えい検知装置の設置状況の写真	認定告示※ ² 第 1 条第 2 項の機器を設置する場合のみ添付すること (各型式につき 1 件分)
11	集中監視システムの受信データ一覧	直近の特定保安情報等を含む 1 ページ程度
12	特定保安情報等の個票 (流量異常、圧力異常、遠隔遮断、遠隔復帰)	直近の事例を各 1 件添付すること (実績がない場合は、テスト結果を添付)
13	保安確保機器の期限の管理状況がわかる書類	(例) 期限管理台帳、システムの期限管理画面などいずれか 1 ページ程度
14	規則第 4 6 条第 1 号ホの規定により作成した 運営管理規程の写し	
15	技術上の基準への適合を示す書類	様式 18. 2-5

※¹ 各添付書類の保安確保機器の型式が一致していること。やむを得ない事情により一致していない場合は、その理由がわかる根拠書類を添付すること。

※² 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示 (平成 9 年 3 月 13 日通商産業省告示第 121 号)

2. 9. 2 その他

認定液化石油ガス販売事業者は、事業年度経過後 3 月以内に、事業年度末における販売所ごとの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を「認定液化石油ガス販売事業者状況報告書」 (様式 19. 1) により報告してください。

2. 10 液化石油ガス販売事業者のその他の法令遵守義務

- ① 販売所ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。（法第7条第1項）
- ② 規格に適合しない液化石油ガスの販売は禁止されています。（法第13条第1項）
- ③ 一般消費者等と販売契約を締結したときは、遅滞なく、法第14条第1項で規定された事項を記載した書面を交付しなければなりません。記載した事項を変更したときは、再交付しなければなりません。（法第14条第1項）
- ④ 貯蔵施設を技術上の基準に適合するよう維持しなければなりません。（法第16条第1項）
- ⑤ 販売の方法の基準に従わなければなりません。（法第16条第2項）
- ⑥ 供給設備を技術上の基準に適合するよう維持しなければなりません。（法第16条の2第1項）
- ⑦ 従業者に保安教育をしなければなりません。（法第18条第1項）
- ⑧ 販売契約を締結している一般消費者等について保安業務を行わなければなりません。保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、法第29条第1項の認定を受けなければなりません。（法第27条）
- ⑨ 法第29条第1項の認定を受けた者（保安機関）に保安業務の全部又は一部について委託するときは、法第28条で規定された事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして、相互に交付しなければなりません。（法第28条）
- ⑩ 施行規則第131条第1項、第4項の規定により、帳簿を作成し、記載し、保存しなければなりません。（法第81条第1項）

3 保安業務

3. 1 保安業務を行おうとする者の認定（第29条）

保安業務を行おうとする者は、保安業務区分に従い、認定を受けなければなりません。

3. 1. 1 必要書類

認定の申請に当たって、次の書類が必要となります。

No.	必 要 書 類	備 考
1	保安機関認定申請書	様式7. 1
2	保安業務計画書	様式7. 2
3	技術的能力算定書	様式7. 2－1
4	保安業務資格者等一覧	様式7. 2－2
5	緊急時対応を行おうとする範囲図	緊急時対応を行う場合
6	損害賠償の支払能力を証する書面	保険証券及び約款の写し、付保証明等
7	欠格事由に関する事項	様式13. 6
8	役員及び構成員の構成を説明した書面	申請者が法人の場合のみ 別紙1
9	保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面	別紙2
10a	法人の登記事項証明書※ ^{1～3} (写しでの提出も可能ですが、不鮮明な場合、原本の提出を求めています)	法人の場合のみ
10b	登記情報確認のための情報提供資料	様式1. 6 登記事項証明書の提出を省略する場合のみ
11	定款	申請者が法人の場合のみ
12a	住民票の写し（市区町村長が発行した原本、個人番号が記載されていないもの）※ ^{1, 2, 4}	申請者が個人の場合のみ
12b	住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認申出書	様式1. 7 住民基本台帳ネットワークシステムを利用し住民票の提出を省略する場合のみ
13	保安機関事業所連絡票	別紙3
14	保安業務用機器に関する事項	別紙4
15	保安業務用機器の写真	

※1 発行から3か月以内のもの。

※2 電子申請の場合、原本をスキャンしたデータ。

※3 登記情報確認のための情報提供資料（様式1. 6）を提出することで、登記事項証明書の提出を省略できます。

※4 県内に住民票を有する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、住民票の提出を省略できます。

3. 2 保安機関の認定の更新（法第32条）

保安機関の認定は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。認定の更新の申請は、**認定期間の満了する30日前まで（申請期限）**に行わなければなりません。

なお、申請期限を過ぎた場合、新たに保安機関の認定を受ける必要がありますので、御注意ください。

3. 2. 1 必要書類

申請に当たって、「保安機関認定更新申請書」（様式8. 1）及び新規認定の**3. 1. 1 必要書類**の表の番号2、4～15の書類を提出してください。

【注意】 承継の場合の認定期間

複数の保安機関が承継されて一つの保安機関となった場合、その認定期間は、承継されたもののうち、最も早く満了するものとなります。

3. 3 一般消費者等の数の増加の認可（法第33条第1項）

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を認定された数の範囲を超えて増加しようとするときは、一般消費者等の数の増加の認可を受けなければなりません。保安業務を行う事業所を新設（移転のみの場合を除く。）する場合も同様です。

3. 3. 1 必要書類

申請に当たって、「一般消費者等の数の増加認可申請書」（様式9. 1）及び新規認定の**3. 1. 1 必要書類**の表の番号2～6、13の書類を添付してください。

3. 4 一般消費者等の数の減少の届出（法第33条第2項）

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を認可された数の範囲を超えて減少したときは、遅滞なく届出なければなりません。

3. 4. 1 必要書類

届出に当たって、「一般消費者等の減少届書」（様式10. 1）と新規認定の**3. 1. 1 必要書類**の表の番号2～4の書類を添付してください。

【一般消費者等の数の増加の認可・減少の届出に関する注意点】

- ・ 保安業務区分を新たに追加する場合は、一般消費者等の数の増加の認可ではなく、新たに**追加の保安機関認定申請**が必要です。なお、追加した保安業務区分の認定期間は、その認定の日から5年間となり、もともと認定を受けていた保安業務区分の認定期間とは異なることになります。
- ・ 認定された一般消費者等の数を増加又は減少させる場合、**予め保安業務規程変更認可申請**が必要です。

3. 5 保安業務規程（新規・変更）（法第35条）

保安機関は、保安業務規程を定め、認可を受けなければなりません。保安業務の認定を受けても、実際の保安業務を行う場合には、保安業務規程の認可を受けなければなりません。

また、保安業務規程の内容を変更しようとするときも認可を受けなければなりません。

3. 5. 1 必要書類

申請に当たって、「保安業務規程認可申請書」（様式11.1）及び保安業務規程が必要となります。

また、認可を受けた保安業務規程の内容を変更しようとする場合は、「保安業務規程変更認可申請書」（様式11.2）及び変更後の保安業務規程が必要となります。必要に応じて、変更の内容の明細書を作成し、添付してください。

3. 5. 2 保安業務規程の内容

保安業務規程で定める事項は、次のとおりです。

1	事業所の所在地
2	事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数
3	保安業務を行うことができる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項
4	保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項
5	区分ごとの保安業務実施の方法
6	保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
7	その他保安業務に関し必要な事項

備考 1～4については、保安業務計画書（様式7.2）でもよい。

3. 6 保安機関の変更（法第35条の4で準用する法第8条）

保安機関は、次の内容について変更をしたときは、遅滞なく届出なければなりません。

- ① 氏名・名称、住所、（法人の場合）代表者の氏名
- ② 保安業務を行う事業所の名称、所在地

3. 6. 1 必要書類

届出に当たって次の書類が必要となります。

（ア）保安機関変更届書（様式12.1）

（イ）①の内容の変更の場合

（申請者が法人の場合）新規認定の3.1.1 必要書類の表の番号10aの書類

（申請者が個人の場合）新規認定の3.1.1 必要書類の表の番号12の書類

（ウ）①の法人の代表者の変更の場合

新規認定の3.1.1 必要書類の表の番号7の書類

（エ）緊急時対応を行う事業所の所在地の変更の場合

新規認定の3.1.1 必要書類の表の番号5の書類

3. 7 保安機関の承継 (法第35条の4で準用する法第10条)

保安機関がその事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（その事業全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その保安機関の地位を承継します。地位を承継した者は、遅滞なくその旨を届出なければなりません。

3. 7. 1 必要書類

届出に当たって、次の書類が必要となります。

その他必要に応じて、新規認定の3. 1. 1 必要書類の表の番号8、9、11、12の書類。

No.	必 要 書 類	備 考
1	保安機関承継届書（甲）	様式13. 1
2	保安機関承継届書（乙）	様式13. 2 法第35条の4において準用する法第10条第2項各号に該当の場合 （承継により国所管になった場合）
3	保安機関事業譲渡証明書	様式13. 3 （事業の全部の譲り渡しの場合）
4	事業の全部の譲渡しを証する書面	様式13. 3を用いた場合
5	保安機関相続同意証明書	様式13. 4（個人の相続） 保安機関の地位を相続した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定された者の場合※ ¹
6	保安機関相続証明書 （証明者2名以上が必要）	様式13. 5 販売事業の地位を相続した相続人であって、上記の相続人以外のもの※ ¹
7	保安機関事業承継証明書	様式13. 5. 2 （分割によって保安機関の事業を承継）
8	事業の全部の承継を証する書面	様式13. 5. 2を用いた場合のみ
9 a	法人の登記事項証明書※ ^{2~4} （写しでの提出も可能ですが、不鮮明な場合、原本の提出を求めることがあります）	法人の場合のみ
9 b	登記情報確認のための情報提供資料	様式1. 6 登記事項証明書の提出を省略する場合のみ
10	戸籍謄本（被承継者の相続人全員が分かるもの）※ ^{2,3} 住民票の写し（市区町村長が発行した原本、販売事業者の地位を相続した相続人のもの、個人番号が記載されていないもの）※ ^{2,3}	相続の場合のみ
11	欠格事由に関する事項	様式13. 6

※1 証明者には、県から証明書の内容について確認の連絡をすることがありますので、御承知おきください。

※2 発行から3か月以内のもの。

※3 電子申請の場合、原本をスキャンしたデータ。

※4 登記情報確認のための情報提供資料（様式1. 6）を提出することで、登記事項証明書の提出を省略できます。

3. 8 認定行政庁の変更（法第35条の4で準用する法第6条）

保安業務の認定を受けた後、次のいずれかに該当して引き続き保安業務（受託を含む。）を行おうとする場合（承継による場合を除く。）において、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長の認定を受けたときは、遅滞なくその旨を「認定行政庁変更届書」（様式17. 2）により従前の認定をした行政庁に届出してください。

- ① 経済産業大臣の認定を受けた者が、1つの都道府県又は指定都市（さいたま市等。以下同じ。）にのみ設置される販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。
- ② 都道府県知事の認定を受けた者が、他の1つの都道府県又は1つの指定都市にのみ設置される販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。
- ③ 都道府県知事の認定を受けた者が、2つ以上の都道府県に設置される販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。
- ④ 指定都市の長の認定を受けた者が、当該指定都市の区域以外に設置される販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。

3. 9 報告（施行規則第132条）

保安機関は、事業年度経過後3月以内に、事業年度における保安業務の実施状況、その事業年度末の保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数並びに法人にあっては、その事業年度中の役員又は施行規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更について、報告しなければなりません。（液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況報告書）

3. 10 保安機関の廃止（法第35条の4で準用する法第23条）

保安機関が事業を廃止した場合には、遅滞なく届出なければなりません。

3. 10. 1 必要書類

申請に当たって次の書類が必要となります。

- ① 保安業務廃止届書（様式14. 1）
- ② 保安機関認定書（返納）

3. 11 保安機関のその他の法令遵守義務

- ① 保安業務の基準に従って保安業務を行わなければなりません。（法第34条第1項）
- ② 保安業務を行うべき場合において、これを他人に委託してはなりません。（法第34条第2項）
- ③ 施行規則第131条第2項、第5項の規定により、帳簿を作成し、記載し、保存しなければなりません。（法第81条第1項）
- ④ 自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届出なければなりません。（施行規則第133条）

4 貯蔵施設、特定供給設備

4. 1 貯蔵施設、特定供給設備の設置の許可（法第36条）

液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設（貯蔵能力3トン以上）を設置しようとする場合又は特定供給設備（容器又はバルク容器の場合は貯蔵能力3トン以上、貯槽又はバルク貯槽の場合は貯蔵能力1トン以上）を設置して液化石油ガスを供給しようとする場合には、許可を受けなければなりません。

4. 1. 1 必要書類

申請に当たって、次の書類が必要となります。

No.	必 要 書 類	備 考
1	貯蔵施設等設置許可申請書	様式23.1
2	所在地を管轄する消防長の意見書	
3	貯蔵施設等の所在地の案内図	最寄駅から所在地までが確認できるもの
4	貯蔵施設等の位置及び付近の状況を示す図面	保安距離及び保安物件との距離等を平面図に明示
5	貯蔵施設の構造、設備、装置について示した図面	平面図、立面図、詳細図等
6	特定供給設備の構造、設備、装置について示した図面等	平面図、立面図、配管図、仕様書、強度計算書、組立図等
7	貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表	貯蔵施設（販売所の容器置場）の場合 様式1.3
8	貯蔵施設等設置（容器）許可申請書別紙及び添付書類	特定供給設備（容器）の場合 様式23.2
9	貯蔵施設等設置（バルク）許可申請書別紙及び添付書類	特定供給設備（バルク貯槽、バルク容器）の場合 様式23.3

4. 2 貯蔵施設、特定供給設備の変更（法第37条の2）

貯蔵施設又は特定供給設備の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、次の変更をしようとするときは、変更許可を受けなければなりません。

【変更許可】

- ① 貯蔵施設の位置、構造又は設備の変更※
- ② 特定供給設備の位置、構造、設備又は装置の変更※

※ なお、同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まれません。確認が必要な場合は、事前に御相談ください。

ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、この限りではなく、遅滞なく届出なければなりません。

【軽微な変更】

- ① 貯蔵施設の撤去
- ② 貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更
- ③ 貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設
- ④ 特定供給設備の廃止

4. 2. 1 変更許可申請の必要書類

申請に当たって、次の書類が必要となります。

- ① 貯蔵施設等変更許可申請書（様式 24. 1）
- ② 変更部分の詳細を記述した書類・図面（変更前との対比を明確にすること。）
- ③ 4. 1. 1 必要書類の表の番号 2～9 の書類

4. 2. 2 軽微な変更の届出の必要書類

届出に当たって、次の書類が必要となります。

- ① 貯蔵施設等変更届書（様式 25. 1）
- ② 変更部分の詳細を記述した書類・図面（必要に応じて写真等を添付）
- ③ （貯蔵施設の撤去又は特定供給設備の廃止の場合のみ）貯蔵施設等許可書（返納）

4. 3 貯蔵施設、特定供給設備の完成検査（法第 37 条の 3）

許可（変更許可）を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設備を設置（変更）したとき、知事が行う完成検査を受け、法令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用することができません。

ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を知事に届出た場合は、この限りではありません。（貯蔵施設等完成検査受検届書（様式 27. 1））

4. 3. 1 必要書類

知事が行う完成検査に当たって、次の書類が必要となります。

- ① 貯蔵施設等完成検査申請書（様式 26. 1）
- ② 特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書等の写し
- ③ 耐圧・気密試験結果報告書
実施場所、試験方法、常用圧力、試験圧力、試験時間、その他必要事項、
試験範囲を示すフローシート及び記録写真
- ④ 施工写真（基礎・障壁の配筋の状況、コンクリートブロックのモルタルの充てん状況、埋設貯槽の設置状況、供給管等の腐しよく防止措置、その他必要なもの）
- ⑤ その他の試験、措置、材料などの記録（書類、写真等）

5 充てん設備

5. 1 充てん設備の許可（法第37条の4第1項）

供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、充てん設備ごとに、その使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

なお、その充てん設備を工業用などにも使用する場合は、高圧ガス保安法の「移動式製造設備の許可」も併せて必要となります。

5. 1. 1 必要書類

申請に当たって、次の書類が必要となります。高圧ガス保安法の「移動式製造設備の許可」の申請書類と同一のものは、兼用しても差し支えありません。

- ① 充てん設備許可申請書（様式28. 1）
- ② 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面等
 - ア 最寄りの駅からの案内図
 - イ 充てん設備の保管場所（車庫等）を 枠書きで明示し、事業所内の他の施設や周辺の火気等との位置関係を示した図面
 - ウ 周辺の第1種保安物件、第2種保安物件からの距離関係を明記した図面
 - エ 車庫を設置する場合はその構造図
- ③ 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類
 - ア 施行規則第64条で定める技術上の基準についての措置状況を記した書類
例）施行規則第64条第1項の技術上の基準に対応する事項

号	基準項目	措置	資料番号
1	貯蔵設備	貯蔵設備は、容器とする。	
2	耐圧試験		
・ ・	・ ・		

- イ 充てん設備のフローシート及び配管図
圧力計、安全装置、温度計、緊急しや断装置及び各バルブ等の設置位置等を記入した書面
 - ウ 容器、ポンプ・圧縮機類、配管及び各バルブ等の機器リスト
 - エ 認定試験者試験等成績書等の写し
 - オ 強度計算書等
 - カ 高圧ガス設備に係る電気設備及び火気制限区域内にある電気設備の種類及び防爆性能等のリスト
 - キ その他基準に対応する必要な資料
- ④ 充てん設備の貯蔵設備（容器）の拓本
 - ⑤ 充てん作業講習修了証の写し、貯蔵能力3トン以上の場合は移動監視者の資格の写し
 - ⑥ その他必要な書類

5. 2 充てん設備の変更 (法第37条の4第3項で準用する法第37条の2)

充てん設備の許可を受けた者(充てん事業者)は、充てん設備に次の変更をしようとするときは、変更許可を受けなければなりません。

【変更許可】

- ① 充てん設備の使用の本拠の所在地の変更
- ② 充てん設備の構造、設備又は装置の変更

ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、この限りではなく、遅滞なく届出なければなりません。

【軽微な変更】

- ① 液化石油ガスが通る部分の取替え(同型式のものに限る。)
- ② 液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替え(大臣認定品及び保安上特段の支障がないと大臣が認めたものに限る。)であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの(①を除く。)
- ③ 液化石油ガスが通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え
- ④ 充てん設備の廃止

5. 2. 1 変更許可必要書類

申請に当たって、次の書類が必要となります。

- ① 充てん設備変更許可申請書(様式29.1)
- ② 変更部分の詳細を記述した書類・図面(変更前との対比を明確にすること。)
- ③ 充てん設備の許可申請に準じる。

5. 2. 2 軽微な変更の届出必要書類

届出に当たって、次の書類が必要となります。

- ① 充てん設備変更届書(様式30.1)
- ② 変更部分の詳細を記述した書類・図面(変更前との対比を明確にすること。)
- ③ 写真・試験記録等
- ④ (充てん設備の廃止の場合のみ) 充てん設備許可書(返納)

5. 3 充てん設備の完成検査 (法第37条の4第4項で準用する法第37条の3)

許可(変更許可)を受けた充てん事業者は、充てん設備を設置(変更)したとき、知事が行う完成検査を受け、法令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用することができません。

ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を知事に届出た場合は、この限りではありません。(充てん設備完成検査受検届書(様式32.1))

5. 3. 1 必要書類

知事が行う完成検査に当たって、次の書類が必要となります。

- ① 充てん設備完成検査申請書(様式31.1)
- ② 耐圧・気密試験結果報告書
実施場所、試験方法、常用圧力、試験圧力、試験時間、その他必要事項
試験範囲を示すフローシート及び記録写真
- ③ 高圧ガス設備試験合格書、認定試験者試験等成績書等の写し
- ④ その他の施工、試験、措置、材料などの記録(書類、写真等)

5. 4 充てん設備の保安検査 (法第37条の6)

充てん事業者は、充てん設備について1年に1回、知事が行う保安検査を受けなければなりません。

ただし、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受け、その旨を知事に届出た場合は、この限りではありません。(充てん設備保安検査受検届書(様式34.1))

5. 4. 1 必要書類

知事が行う保安検査に当たって、次の書類が必要となります。

- ① 充てん設備保安検査申請書(様式33.1)
- ② その他(毎年3月頃に開催する保安検査説明会による)

5. 5 充てん事業者のその他の法令遵守義務 (法第37条の5)

- ① 充てん設備が技術上の基準に適合するよう維持しなければなりません。
- ② 技術上の基準に従って供給設備に液化石油ガスを充てんしなければなりません。
- ③ 充てん作業者講習を終了した者(充てん作業者)に、充てん設備による供給設備への液化石油ガスの充てんを行わせなければなりません。
- ④ 施行規則第131条第3項、第6項の規定により、帳簿を作成し、記載し、保存しなければなりません。(法第81条第1項)

5. 6 充てん作業者の再講習（施行規則第74条）

充てん作業者は、再講習を次のとおり受けなければなりません。

- ① 第1回の再講習は、講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内
- ② 第2回以降の再講習は、前回の再講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内

5. 7 充てん設備の休止・再開

充てん設備を1か月以上継続して休止する場合は、知事にその旨を届出してください。

前回の保安検査等を受けた日から1年以上（告示で定める施設にあってはその期間以上）経過した施設を再び使用するときは、保安検査を受検して使用することとなります。休止した充てん設備の使用を再開するときは再開届を提出してください。

（注1）休止期間は3年間を限度とします。3年以上休止する場合は休止期間内に再度届出を提出してください。

（注2）休止する充てん設備は、窒素等で置換する等、保安上の措置を講じてください。

（注3）休止期間中に、付属機器等の開放検査等の期間に達していた場合、または保安上の措置が適切になされなかった場合、再開に当たっては、あらかじめ休止していた付属機器等の開放検査等を行い、その検査報告書を作成してください。

5. 7. 1 休止の届出必要書類

届出に当たって、次の書類が必要となります。

- ① 充てん設備休止届書（様式35. 1）
- ② 休止に対する保安上の措置を記載した書面
 - ア 充てん設備内のガス置換方法
 - イ 日常点検、定期点検等の方法
 - ウ その他の保安上の措置
- ③ 休止施設の範囲及び位置等を明示した図面

5. 7. 2 休止の再開の届出必要書類

届出に当たって、次の書類が必要となります。

- ① 充てん設備休止再開届書（様式35. 2）
- ② 再開に対する保安上の措置を記載した書面
- ③ 休止施設の範囲及び位置等を明示した図面

6 液化石油ガス設備工事

6. 1 液化石油ガス設備士免状の交付（再交付・書換え）申請（法第38条の4）

液化石油ガス設備士免状の交付（再交付・書換え）の手続は、次ページのとおりです。

なお、法第38条の4第2項第3号の認定により免状の交付を受けようとする者は、認定の申請書等を提出する必要があるので、事前に県に相談してください。

6. 2 液化石油ガス設備士の再講習（法第38条の9第1項）

液化石油ガス設備士は、高圧ガス保安協会が行う「液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習」を次のとおり受けなければなりません。

- ① 第1回の再講習は、免状の交付日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内
- ② 第2回以降の再講習は、前回の講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内

■講習の問合せ先

高圧ガス保安協会埼玉県液化石油ガス教育事務所

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1-410

一般社団法人埼玉県LPガス協会内

電話 048-823-2020

6. 3 液化石油ガス設備士免状の自主返納

高齢、離職等の理由により、将来にわたって液化石油ガス設備工事等に従事しなくなった場合、液化石油ガス設備士免状を自主的に返納することができます。

返納する場合、液化石油ガス設備士免状返納届書（様式16. 1）及び免状を提出してください。

液化石油ガス設備士免状の交付・再交付・書換え

手続き

免状交付の手続きは以下の二つを行う必要があります。

- ・ 申請書の提出：高圧ガス保安協会へ提出
- ・ 手数料の納付：埼玉県へ電子申請

両方行ってください。

☆ 申請書の提出先・お問合せ先

高圧ガス保安協会

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL 03(3436)6103 HP アドレス <http://www.khk.or.jp>

FAX 03(3436)4163 フリーダイヤル 0120(66)7966

免状交付申請書のダウンロード
については、ホームページの
「資格試験・講習」
「国家試験・免状交付」
「免状の交付申請について」
をご覧ください。

☆ 手数料の納付

埼玉県のホームページより電子申請を行い、手数料を納付してください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/menjo.html>

「高圧ガス製造保安責任者・販売主任者・液化石油ガス設備士免状の交付申請について」)

6. 4 液化石油ガス設備工事に關するその他の法令遵守事項

- ① 供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事（液化石油ガス設備工事）は、技術上の基準に適合するようにしなければなりません。（法第38条の2）
- ② 液化石油ガス設備士でなければ、液化石油ガス設備工事の作業（施行規則第108条で定めるもの）を行うことができません。（法第38条の7）
- ③ 液化石油ガス設備士は、液化石油ガス設備工事の作業をするときには、技術上の基準に適合するようにしなければならず、また免状を携帯しなければなりません。（法第38条の8）
- ④ 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事（施行規則第115条で定めるもの）をしたときは、施工後の表示を付さなければなりません。（法第38条の11）
- ⑤ 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事（施行規則第115条で定めるもの）をしたときは、記録を作成し、当該記録及び配管図面を保管しなければなりません。（法第38条の12）
- ⑥ 特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業所ごとに自記圧力計を備えなければなりません。（法第38条の13）

7 高圧ガス保安法

7. 1 危険時の措置（法第36条）

- ① 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったときは、それらの施設又は容器の所有者又は占有者は、直ちに、経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければなりません。
- ② 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届出なければなりません。

7. 2 事故届（法第63条）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届出なければなりません。

- ① その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
 - ・ 液化石油ガス法の一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生した事故
 - ・ 液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるもの）に係る事故
- ② その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。
 - ・ 供給設備のうち消費設備に接続しているもの、消費設備（移動中のものを除く。）又は貯蔵施設に貯蔵してあるものの喪失又は盗難

7. 2. 1 事故発生時の報告

事故の分類（次ページ参照）に応じて次のとおり報告してください。

（1）速報

【平日昼間の場合】

事故発生 の 覚知後、速やかに化学保安課まで、事故の概要を電話連絡してください。
液化石油ガス担当（電話：048-830-8439）

【休日・夜間の場合】

① A 級事故、B 級事故及び人身被害がある C 級事故の場合

危機管理防災センター（電話：048-830-8111）に連絡してください。折り返し、化学保安課担当者から通報者に連絡いたします。

② 人身被害がない C 級事故の場合

後日直近の開庁日に化学保安課へ連絡してください。

（2）事故届書の提出

後日、遅滞なく事故届書（液化石油ガス一般消費者等事故調査報告書を含む）を提出してください（A 級、B 級については、事故発生の日から 10 日以内に提出）。

7. 2. 2 事故届書の必要書類

事故等の区分に応じて必要書類が異なります。

なお、**液化石油ガス事故報告書その 1・その 2** 及び**液化石油ガス事故報告書（喪失・盗難）**については、**Excel ファイルで提出**してください（郵送で事故報告した場合は、別途メールで提出してください。）。

（1）特定消費設備※に係る事故以外の場合

事故届書（液石則様式 57）

液化石油ガス事故報告書その 1・その 2

（2）特定消費設備※に係る事故の場合

事故届書（液石則様式 57 の 2）

液化石油ガス事故報告書その 1・その 2

※ 液化石油ガス法第 2 条第 5 項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。）を特定消費設備という。

（3）喪失・盗難の場合

事故届書（液石則様式 57）

液化石油ガス事故報告書（喪失・盗難）

【備考】

- ・ 必要に応じて、上記以外に現場位置図、写真、見取り図、事故の状況、原因及び被害の程度等の詳細な説明書、台帳及び帳簿等の写し等を求めることがあります。
- ・ （1）～（3）以外の事故等の場合は、高圧ガス事故調査報告書により報告してください。

【参考】事故の分類

(1) A 級 次のいずれかに該当する事故

- ・ 死者 5 名以上の事故
- ・ 死者と重傷者の合計が 10 名以上の事故
- ・ 死者と負傷者の合計が 30 名以上の事故
- ・ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額がおおむね 5 億円以上）が生じた事故
- ・ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがある事故

(2) B 級 A 級事故以外の事故で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 死者 1 名以上 4 名以下の事故
- ・ 重傷者 2 名以上 9 名以下の事故
- ・ 負傷者 6 名以上 29 名以下の事故
- ・ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額がおおむね 1 億円以上 5 億円未満）が生じた事故

(3) C 級 A 級、B 級以外の事故で、次のいずれかに該当するもの

【C1 級事故】

- ・ 負傷者 1 名以上 5 名以下かつ重傷者 1 名以下の事故
- ・ 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じた事故

【C2 級事故】

- ・ C1 級事故以外の LP ガス事故

8 液化石油ガス法に基づく申請書等様式

別添

様式 1 . 1

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×登録番号	

液化石油ガス販売事業登録申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 2 項の規定により同条第 1 項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地

2 貯蔵施設の位置

3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

液化石油ガス販売計画書

(販売所ごとに作成)

1. 販売所に関する事項

販 売 所 の 名 称			
販 売 所 所 在 地			
T E L ・ F A X	TEL	FAX	
責 任 者 氏 名			

2. 販売計画

販 売 予 定 地 域※			
販 売 予 定 戸 数	戸	販売予定数量	トン／年
販 売 経 路	ガスメーカー () ガス製造事業所 ()		

※ 該当する市町村名を全て記入すること。

3. 貯蔵施設（1～3のうち該当番号に○で囲み、必要書類を添付すること）

	貯 蔵 施 設 の 形 態	必 要 書 類
1	貯蔵施設を所有又は占有し、最大貯蔵量が3トン以上の場合	別途に貯蔵施設等の設置許可申請が必要
2	貯蔵施設を所有又は占有し、最大貯蔵量が3トン未満の場合	様式1. 3「貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表」に記入
3	貯蔵施設を所有又は占有しない場合	様式1. 4「貯蔵施設を占有又は所有しない理由書」に記入

4. 損害賠償時に備えてとるべき措置

保険区分(該当に○)	日連共済・全農共済・その他 ※
------------	-----------------

※ 保険加入書、付保証明等を添付すること。

5. 保安業務に関する事項（保安業務を行う者全てについて販売所ごと記入）

販売所名

保安機関の名称		認定番号	
保安機関の住所			
事業所の名称		電話番号	
事業所の所在地			
保安業務区分	1. 供給開始時点検・調査 (実施割合: %) 2. 容器交換時等供給設備点検 (実施割合: %) 3. 定期供給設備点検 (実施割合: %) 4. 定期消費設備調査 (実施割合: %) 5. 周知 (実施割合: %) 6. 緊急時対応 (実施割合: %) 7. 緊急時連絡 (実施割合: %)		

保安機関の名称		認定番号	
保安機関の住所			
事業所の名称		電話番号	
事業所の所在地			
保安業務区分	1. 供給開始時点検・調査 (実施割合: %) 2. 容器交換時等供給設備点検 (実施割合: %) 3. 定期供給設備点検 (実施割合: %) 4. 定期消費設備調査 (実施割合: %) 5. 周知 (実施割合: %) 6. 緊急時対応 (実施割合: %) 7. 緊急時連絡 (実施割合: %)		

保安機関の名称		認定番号	
保安機関の住所			
事業所の名称		電話番号	
事業所の所在地			
保安業務区分	1. 供給開始時点検・調査 (実施割合: %) 2. 容器交換時等供給設備点検 (実施割合: %) 3. 定期供給設備点検 (実施割合: %) 4. 定期消費設備調査 (実施割合: %) 5. 周知 (実施割合: %) 6. 緊急時対応 (実施割合: %) 7. 緊急時連絡 (実施割合: %)		

- ※ 1 自ら保安業務を行う場合は、申請者自身について記載すること。
- 2 保安業務を他の保安機関に委託する場合は、委託先が経済産業省又は関東東北産業保安監督部認定のときは保安機関認定書の写し（事業所についての別表含む）を添付すること。
- 3 「保安業務区分」欄については、申請者又は委託先が実施する保安業務の区分の番号に○を付けること。また、当該販売所に係る全消費者数に対する実施割合を記載すること。
- 4 必要に応じて、委託契約に係る書面の写しを添付すること。

6. 業務主任者選任計画

ア. 業務主任者

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格 免 状	第 2 種販売主任者	第 2 種販売主任者	第 2 種販売主任者
免 状 の 番 号	第 号	第 号	第 号
免 状 の 発 行 者	() 知事	() 知事	() 知事
液化石油ガス販売 業務通算従事期間	年 か月	年 か月	年 か月

イ. 業務主任代理者

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格 免 状 ※ 1	第 2 種販売主任者 業務主任者代理者講習修了証	第 2 種販売主任者 業務主任者代理者講習修了証	第 2 種販売主任者 業務主任者代理者講習修了証
免 状 の 番 号	第 号	第 号	第 号
免状の発行者 ※ 2	() 知事	() 知事	() 知事
液化石油ガス販売 業務通算従事期間	年 か月	年 か月	年 か月

※ 1 第 2 種販売主任者免状、業務主任者の代理者講習修了証のいずれか該当する資格を○で囲むこと

※ 2 ※ 1 において業務主任者の代理者講習修了証を○で囲んだ場合は、() 内に高圧ガス保安協会と記入すること。

7. 設備工事業務実施体制 (1～2のうち該当番号に○で囲むこと。)

1	液化石油ガス設備士を確保する。		
	設備士名	免状交付都道府県	設備士免状番号
		() 知事	第 号
※ 全ての設備士免状の写しを添付すること。(再講習受講欄を含む。)			
2	特定液化石油ガス設備工事業業者と継続的な委託契約を締結する。		
	委託先事業者名	届出番号	届出年月日
		第 号	年 月 日
※ 委託契約書を添付すること			

貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

位 置	貯蔵施設所在地		
	店舗との距離等	1. 販売所と同一敷地内 2. 販売所と敷地を異にする場合 () m	
	保安距離等	第1種施設距離 □ ₁ = () m、□ ₃ = () m 第2種施設距離 □ ₂ = () m、□ ₄ = () m 最も近い第1種保安物件までの距離 () m 最も近い第2種保安物件までの距離 () m 貯蔵施設より最も近い敷地境界線までの距離 () m	
構 造	障 壁	材 料	C種重量ブロック造り 厚さ () cm (空洞部には全てコンクリートモルタルを充てんする) 鉄筋コンクリート造り 厚さ () cm
		高 さ	() m
		配筋の太さ	() mm 隅筋 () mm
		配筋の間隔	縦 () cm、横 () cm 隅部の鉄筋は確実に結束する
		扉の材料及び厚さ	・肉厚 () mm鋼板を使用し、肉厚 () mmの等辺山形鋼を、縦 () cm、横 () cm間隔で溶接 ・壁面とのかぶり 5 cm以上、施錠あり
	屋 根	繊維強化セメント板・薄鉄板・その他 ()	
	換 気 口	縦 () cm×横 () cm×数 () ヶ所 換気口全体の有効面積 () cm ²	
	貯蔵施設の面積	() m ² ※内法により計算、一般消費者等以外に販売する液化石油ガスの貯蔵も含む	
	最大貯蔵量	() kg	
	設 備	警 戒 標	ア LPガス貯蔵施設 イ 燃 (赤色文字とする) ウ 火気厳禁 (赤色文字とする) ※ 貯蔵施設の設置場所の出入口又は貯蔵施設に近接し、若しくは立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所に掲げる。この場合、近接し、又は立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方向に対して掲げる。
標 示		ア 販売所の名称及び所在地 イ 貯蔵施設の管理者の氏名 ウ 貯蔵施設の管理者の電話番号	
消 火 器		能力単位 A - ()、B - () 本数 () 本 貯蔵施設から 15 m以内の距離にある見やすい場所に置く。	

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

販売所名称 _____

1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 11 条ただし書に定める、施行規則第 11 条の次の条項の事項に該当するため（該当条項に○をつける）

1. 規則第 11 条第 2 項第一号
2. 規則第 11 条第 2 項第二号
3. 規則第 11 条第 2 項第三号イ
4. 規則第 11 条第 2 項第三号ロ
5. 規則第 11 条第 2 項第四号
6. 規則第 11 条第 2 項第五号
7. 規則第 11 条第 2 項第六号

2. 委託先又は所(占)有している事業所（複数の場合は全ての事業者について記入）

事業所の種類※	第一種製造者・第一種貯蔵所・充てん事業者・その他 ()
事業所名称	
事業所所在地	

事業所の種類※	第一種製造者・第一種貯蔵所・充てん事業者・その他 ()
事業所名称	
事業所所在地	

事業所の種類※	第一種製造者・第一種貯蔵所・充てん事業者・その他 ()
事業所名称	
事業所所在地	

※ 該当するものに○をつける。

注：委託先又は所(占)有している事業所全ての許可書の写しを添付する。

配送業務を委託している場合配送委託契約書の写し等を添付する。

欠格事由に関する事項（法人）

年 月 日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

当法人及び当法人の役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 4 条第 1 項各号に該当していないことを誓約します。
なお、当法人の役員は以下のとおりです。

役 職 名	氏 名

（備考）役員とは、役員のうち業務を行う者をいい、業務の監査にあたるものは含まれない。

- （参考）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 4 条第 1 項
- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - 2 第 26 条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - 3 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
 - 4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前 3 号のいずれかに該当する者があるもの
 - 5 第 3 条第 2 項第 5 号の措置が経済産業省令で定める基準に適合していない者

欠格事由に関する事項 (個人)

年 月 日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第4条第1項各号に該当していないことを誓約します。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項

- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 第26条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
- 4 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの
- 5 第3条第2項第5号の措置が経済産業省令で定める基準に適合していない者

登記情報確認のための情報提供資料

①から③に必要事項を記入してください。

①会社法人等番号又は法人番号のどちらかを記入してください。

会社法人等番号（商業登記法に基づき、登記簿に記録される 12 桁の番号）※¹

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人番号（番号法に基づき、国税庁長官が指定する 13 桁の番号）※²

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※¹ 会社法人等番号については、法務省のホームページから検索できます。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00076.html

※² 法人番号については、国税庁のホームページから検索できます。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

② 法人名【漢字】を記入してください。

③ 法人名【カタカナ】を記入してください。

住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認申出書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏 名

住 所

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の登録、同法第29条第1項の認定、同法第32条第1項の認定の更新若しくは同法第8条（同法第35条の4において準用する場合を含む。）の氏名等の変更にあたり、住民票の提出に代えて、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用により申請（届出）に係る事実についての審査をしていただくよう申し出ます。

については、同ネットワークシステムの検索に必要な下記の情報を提供します。

記

*住民基本台帳ネットワークシステムの検索には、次の1または2いずれかの情報が必要となります。

1 住民票コード（11桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 かな氏名及び生年月日

(例) さいたま しろう (左詰め、姓と名前は1字あける。濁点は一マス使う。)

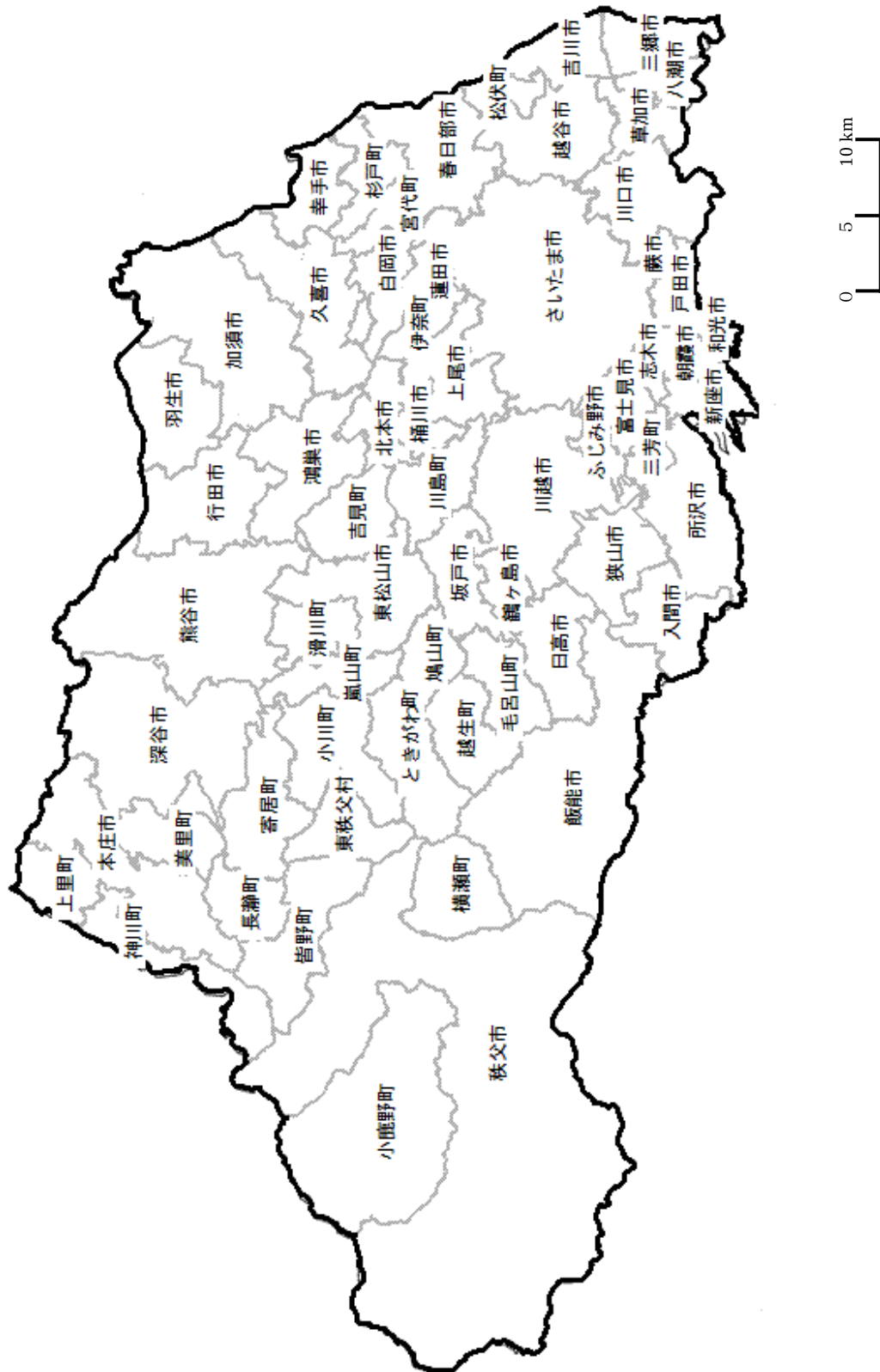
かな氏名															
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(例) ②昭和 22 年 06 月 01 日

生年月日	1	大正			年			月			日
	2	昭和									
	3	平成									

販売予定地域及び緊急時対応範囲図

(販売所ごとに作成、県外の消費者も含む。)



1. 販売予定地域の範囲を図示すること。
2. 販売所及び緊急時対応を行う事業所（委託先を含む）の位置を記入すること。
3. 緊急時対応を行う事業所（委託先を含む）から30分以内に到着可能な範囲を図示すること。

※整理番号	
※受理年月日	

液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

請求者氏名	
住 所	

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定により、次のとおり登録簿の謄本の交付（閲覧）を請求します。

1	液化石油ガス 販売事業者の 氏名又は名称				
2	液化石油ガス 販売事業者の 住 所				
3	登録番号	1 1 A	4	登録簿の謄本の 請求の場合にあ ってはその枚数	枚

（備考）

- 1 1 から 3 までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。ただし、2 及び 3 に掲げる事項について不明の場合は、この限りでない。
- 2 ※印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

登録行政庁変更届書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の規定により、次のとおり届出ます。

- 1 従前の法第3条第1項の登録の年月日及び登録番号
- 2 新たな法第3条第1項の登録をした者、登録の年月日及び登録番号
- 3 登録行政庁の変更の理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

販売事業者登録番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売事業承継届書（甲）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 10 条第 3 項の規定により、
次のとおり届出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏 名 又 は 名 称	
	法 人 に あ つ て は そ の 代 表 者 の 氏 名	
	住 所	
	登録の年月日及び登録番号	
	販売所の名称及び所在地	
	貯 蔵 施 設 の 位 置	
	保安業務を行う者の氏名又は 名称及び事業所の所在地	
承 継 者 に 関する事項	登録の年月日及び登録番号	

（備考） 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売事業承継届書（乙）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 10 条第 3 項の規定により、
次のとおり届出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の登録の年月日及び登録番号	
承継者の登録の年月日及び登録番号	

（備考） 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり液化石油ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1 登録の年月日

2 登録番号

3 譲渡しの年月日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売事業者相続同意証明書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

証明者氏名

住 所

電 話 番 号

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

2 登録の年月日

3 登録番号

4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

5 相続開始の年月日

(備考) 1 証明書は、液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の
相続人全員が記名すること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 証明者には、県から証明書の内容について確認の連絡をすることがあります。

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売事業者相続証明書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
電 話 番 号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
電 話 番 号

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

(備考) 1 証明者は、2人以上とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 証明者には、県から証明書の内容について確認の連絡をすることがあります。

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売事業者事業承継証明書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

被承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

承 継 者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり分割によって液化石油ガス販売事業者の事業の全部の承継がありましたことを
証明します。

1 登録の年月日

2 登録番号

3 承継の年月日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

業務主任者等選任（解任）届書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
販売事業者登録番号

- 1 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数
- 2 業務主任者又は業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験
- 3 選任（解任）の年月日
- 4 解任の理由

- （備考） 1 業務主任者又は業務主任者の代理者が法第 19 条第 1 項又は法第 21 条第 1 項の規定に該当することを証明（液化石油ガスの販売に関する経験に係るものを除く。）した書面を添付すること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売事業廃止届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 2 3 条の規定により、次のとおり届出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

2 事業を廃止した年月日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認定番号	

液化石油ガス販売事業者認定申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
販売事業者登録番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定により認定を受けたいので、申請します。

1 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）
第46条第1号 ・ 第46条第2号

2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数

販売所名	一般消費者等の 数（件）	認定対象消費者 の数（件）	認定対象の消費 者の割合（％）
合 計			

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第45条第3号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

4 合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、申請の 日前1年以内に規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）に掲げる割合を下回った場合にあって は、当該承継の事由及び年月日

(備考) ×印の項は記載しないこと。

集中監視センターの常時監視体制概要説明書

監視場所 名称等	名 称				
	所 在 地				
	電 話 番 号				
常置配置 人数等	日中（ : ~ : ）		夜間（ : ~ : ）		
			平日 名（うち資格者 名） 名（うち資格者 名）		
	休日 名（うち資格者 名） 名（うち資格者 名）				
	配置者延べ人数 人 第二種販売主任者 人 （うち無資格者 人） 液化石油ガス設備士 人 その他（ ） 人				
	システム構成 （システム構成等について確認できる資料があれば省略可）				
ハード ウェア	メーカー名		型 式	台数	設 置 用 途
				台	
				台	
				台	
				台	
				台	
ソフトウ ェア	メーカー名				
	名 称				
通信 方式					
システムフロー 別添 のとおり					

※ 集中監視センターのシステム構成等が確認できる仕様書、カタログ又はリーフレット等を添付すること。

各販売所の監視体制等概要説明書

販 売 所 名 称				
配 置 人 数 等		日 中 (: ~ :)		夜 間 (: ~ :)
	平 日	名 (うち資格者 名)		名 (うち資格者 名)
	休 日	名 (うち資格者 名)		名 (うち資格者 名)
	配置者延べ人数 人 第二種販売主任者 人 (うち無資格者 人) 液化石油ガス設備士 人 その他 () 人			
シ ス テ ム 構 成	(システム構成等について確認できる資料があれば省略可)			
ハードウェア (書ききれない場合は別紙とすること。)	メーカー名	型 式	台 数	設 置 用 途
			台	
			台	
			台	
ソフトウェア	メーカー名			
	名 称			
通信方式				
システムフロー	別添 のとおり			
集中監視センターとの連絡の体制				

一般消費者等一覽

(必要に応じて行を追加してください。)

・ 上記一覧表には、申請時点で液化石油ガスを供給している全ての一般消費者等(閉栓中のものを除く。)を記載すること。

- ・ 共同住宅で親機と子機がある場合は、両方を一覧表に記載し、「供給種別」欄に親子の別を記入すること。なお、親メーターを別表としても差し支えありませんが、この場合、一般消費者等一覧に消費者コード等を追加し、消費者コード等により両一覧を照合できること。

保安確保機器一覧

(認定対象の一般消費者等に設置したもののみ記載すること)

機器区分	メーカー名	型式名※
告示第1条第1項 で定める機器 (マイコンメータ)		
告示第1条第2項 で定める機器 (漏えい検知装置)		
調整器		
継手金具付高圧ホース		
継手金具付低圧ホース		
自動伝達機器(NCU)		
ガス漏れ警報器		

※ 一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会の第1検査合格通知書に記載されている型式名と一致していること。

※ 行が不足する場合は、適宜追加してください。別紙による記載も可。

【保安確保機器の期限管理の方法】

--

技術上の基準への適合状況

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

第18条(供給設備設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第4号	貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適應する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること。	
第5号	バルブ、集合措置、及びガス栓は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。	
第6号	バルブ、集合措置及び供給管には、腐しよくを防止する措置を講ずること。	
第7号	バルブ、集合措置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。	
第8号	集合措置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。	
イ	充てん容器等又は貯槽と調整器(二段式減圧用二次側のものを除く。ロにおいて同じ。)の間に設置される管にあっては、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの	
ロ	調整器とガスメーターの間に設置される管にあっては、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの	
ハ	二段式減圧用一次側調整器と、二次側調整器の間に設置される管にあっては、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの	
ニ	充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管にあっては、接続された状態で1kN以上の力で行う引張試験に合格するもの	
第8号の2	集合装置又は供給管(以下この号において「集合装置等」という。)は、次に定める基準に適合し、又は取り外すこと。	
イ	集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。	
ロ	集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていないことを確認するための措置を講ずること。	
ハ	集合装置等には、当該集合装置等の修理又は取り外しが終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいがないことを確認するための措置を講ずること。	
第9号	調整器とガスメーターの間の供給管は、その設置又は変更(硬質管以外の管の交換を除く。)の工事の終了後に行う次に定める圧力による機密試験に合格するものであること。	
イ	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管にあっては、0.15MPa以上	
ロ	イ以外の供給管にあっては、8.4KPa以上	
第10号	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものであること。	
第11号	調整器(二段式減圧用一次側のものを除く。)とガスメーターの間の供給管その他の設備(ガスメーターを含む)は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。	
イ	生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあっては、2.0KPa以上3.3KPa以下	
ロ	イ以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力	
第20号	調整器は、次に定める基準に適合すること。	
イ	調整器は、使用上支障のある腐しよく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。	
ロ	調整器は、次に定める耐圧性能及び気密性能を有するものであること。	
(1)	調整器(二段式減圧用二次側のものを除く。)の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.56MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。	
(2)	調整器(二段式減圧用二次側のものに限る。)の高圧側の耐圧性及び気密性能は、0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び0.15MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。	

ハ	調整器(二段式減圧用一次側のものを除く。)の調整圧力及び閉そく圧力は、次に定める基準に適合すること。	
(1)	調整器(生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。)の調整圧力は、2.3KPa以上3.3KPa以下であり、かつ、閉そく圧力は、3.5KPa以下であること。	
(2)	調整器((1)に規定するものを除く。)の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであること。	
第21号	地下室、地下街その他の地下であって、液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるものには、当該地下室等の保安状況を停止することができる緊急遮断装置を当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けること。ただし、告示で定める地下室等にあつては、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のバルブによって液化石油ガスの供給を停止することができる場合は、この限りでない。	
第22号	第16条第13号に基づき液化石油ガスを体積により販売するにあつては、次のイ又はロに掲げるもの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき(ロに掲げるものにあつては、告示で定める場合を含む。)若しくは消費設備の所有者又は占有者からその設置の承諾を得ることができないときは、この限りでない。	
イ	一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能その他告示で定める機能を有するガスメーター	
ロ	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和43年通商産業省令第23号。以下「器具省令」という。)別表第三の技術上の基準に適合する液化石油ガス用ガス漏れ警報器を用いた機器であつて、ガス漏れを検知したときに自動的にガスの供給を停止するもの	
ハ	器具省令別表第三に掲げる対震遮断器	

第19条(バルク供給に係る供給設備設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第5号	バルク容器及びバルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報を常時監視するシステムと接続することただし、告示でさだめる場合にあつては、この限りではない。	
第7号	第1までの基準に適合すること。8条第4号から第7号まで、第8号の二から第16号まで及び第18号から第23号この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。	

規則第44条(消費設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第1号 カ	燃焼器(第八十六条各号に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されているものに限り、告示で定めるものを除く。)は、告示で定めるところにより、令別表第一第十号に掲げる液化石油ガス用ガス漏れ警報器(告示で定める地下室等に設置する場合にあつては、保安状況を常時監視できる場所において液化石油ガスの漏えいを知ることができるものに限る。)の検知区域(当該液化石油ガス用ガス漏れ警報器が液化石油ガスの漏れを検知することができる区域をいう。)に設置されていること。	

規則第53条(特定供給設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第4号	第18条第4号から第8号の二まで、第10号及び第19号から第21号までの基準に適合すること。	

規則第54条(バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準)

条 項	基 準	適合状況
第3号	第18条第4号から第7号まで、第8号の二、第10号及び第19号から第21号までの基準に適合すること。	

×整理番号	
×受理年月日	

認定液化石油ガス販売事業者状況報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
販 売 事 業 者 登 録 番 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の7の規定により、次のとおり報告します。

販売所の名称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数
計		

- (備考) 1 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数は各事業年度末における数を記入すること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況報告書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称
所在地
電話番号
代表者氏名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により報告します。

1 共通事項

報告事業年度	年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)
販売所 (事業所) の名称	
販売所 (事業所) の所在地	

2 液化石油ガス販売事業報告事項

(1) 販売事業者登録の有無及び販売事業者登録番号

販売事業者登録の有無	有 無	販売事業者登録番号	
------------	-----	-----------	--

(2) 販売する一般消費者等の数及び選任している業務主任者数

販売する一般消費者等の数	戸	業務主任者の数	人
--------------	---	---------	---

(3) 委託している一般消費者等の数

保安業務区分	委託している一般消費者等の数
①供給開始時点検・調査	戸
②容器交換時等供給設備点検	戸
③定期供給設備点検	戸
④定期消費設備調査	戸
⑤周知	戸
⑥緊急時対応	戸
⑦緊急時連絡	戸

(4) 委託先の保安機関の名称、認定番号及び委託している保安業務区分

保安業務の委託先		保安業務区分 (委託区分に○を記入)						
名称	認定番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

3 保安業務実施状況報告事項

(1) 保安機関認定の有無及び認定番号・認定期限

保安機関認定の有無	有	無			
認定番号			認定期限	年	月 日まで

(2) 保安業務資格者数

保安業務資格者の数	人	※の数	人
-----------	---	-----	---

※保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号）第2条第1号又は第2号に規定する数

(3) 保安業務に係る一般消費者等の数

保安業務の区分	保安業務計画書 に記載した数	保安業務を行うべき数		当該事業年度に保安業務を実施した数	
		自社	受託	自社	受託
①供給開始時 点検・調査	戸	戸	戸	戸 うち再調査 戸	戸 うち再調査 戸
②容器交換時等 供給設備点検	戸	戸	戸	戸	戸
③定期供給 設備点検	戸	戸	戸	戸 うち拒否数 戸	戸 うち拒否数 戸
④定期消費 設備調査	戸	戸	戸	当年調査 戸 うち完了数 戸 拒否数 戸 不在数 戸 当年再調査 戸 うち完了数 戸 拒否数 戸 不在数 戸	当年調査 戸 うち完了数 戸 拒否数 戸 不在数 戸 当年再調査 戸 うち完了数 戸 拒否数 戸 不在数 戸
⑤周知	戸	戸	戸	うち書面配布 戸 電子メール 戸 ファイル記録 戸 記録媒体 戸	うち書面配布 戸 電子メール 戸 ファイル記録 戸 記録媒体 戸
⑥緊急時対応	戸	戸	戸	戸	戸
⑦緊急時連絡	戸	戸	戸	戸	戸

(4) 保安機関の役員又は構成員の変更の内容

--

(備考)

- 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない一般消費者等の数を記載すること。
- 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「受託」の欄には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認定番号	

保安機関認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条第 2 項の規定により同条第 1 項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
- 2 認定を受けようとする保安業務区分
- 3 保安業務区分ごとの一般消費者等の数
- 4 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

保 安 業 務 区 分		供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周 知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一 般 消 費 者 等 の 数								
保 安 業 務 資 格 者 の 数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 人 製造保安責任者 人 その他 人						
調 査 員 の 数								
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者								
年 間 実 働 日 数 又 は 平 均 月 間 実 働 日 数			日／月	日／年	日／年			
保 安 業 務 用 機 器	自 記 圧 力 計	個						
	水 柱 マ ノ メータ	個						
	ガ ス 検 知 器	個						
	漏 え い 検 知 液	個						
	緊 急 工 具 類	式						
	一酸化炭素測定器	個						
	ボーリングバー	個						
緊急時対応を行う場合にあってはその方法								

61

保安業務技術的能力算定書

事業所の名称 _____

1 保安業務資格者の算定

A : 消費者数 B : 月間実働日数 C : 年間実働日数 D : 調査員数 E : 充てん作業員数

保安業務区分	算定式	算定値	備考
供給開始時点検・調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$		
容器交換時等供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{(B)}$ (D) (E) $- -$		0 未満の場合は 0 とする
定期供給設備点検 定期消費設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$		補助員を伴って点検及び調査を行う場合にあつては、20 を 3 分の 4 倍することができる。
定期供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$ (E) $-$		補助員を伴って点検を行う場合にあつては、30 を 3 分の 4 倍することができる。
定期消費設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$		補助員を伴って点検及び調査を行う場合にあつては、25 を 3 分の 4 倍することができる。
周知	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{*}$		* 容器交換時点検・定期点検・定期調査のいずれかを行う場合は 4 万分の 1 それ以外は 2 万分の 1
緊急時対応	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$		消費者先に 30 分以内には到着し所要の措置を行う体制を確保すること
緊急時連絡	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$		消費者戸数が 20,000 戸を超える場合 $1 + (\text{消費者戸数} - 20,000) / 80,000$
合計			小数点第 3 位までの数とする
必要人数		名	小数点以下を切り上げる

以上、保安業務資格者必要数

名に対し、
名を確保している。

2 保安業務用機器の算定

(1) 保安業務用機器の算定値

保安業務区分	算 定 式	算定値	備 考
供 給 開 始 時 点 検 ・ 調 査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	(イ)	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー
容器交換時等 供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{(B)}$	(ロ)	漏えい検知液、緊急工具類
定期供給設備点検 定期消費設備調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$	(い)	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー
	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$	(ろ)	一酸化炭素測定器
定期供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$	(ハ)	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー
定期消費設備調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$	(二)	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー
緊 急 時 対 応	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	(ホ)	自記圧力計（マノメータ）、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー

(2) 保安業務用機器数

機 器 名	必 要 台 数 計 算 式	必要数	保 有 台 数
自記圧力計または マノメータ	(イ) (ハ) (二) (ホ) (い) + + + + =		自記圧力計： マノメータ：
ガス検知器	(イ) (ハ) (二) (ホ) (い) + + + + =		
漏えい検知液	(イ) (ロ) (ハ) (二) (ホ) (い) + + + + + =		
緊急工具類	(イ) (ロ) (ハ) (二) (ホ) (い) + + + + + =		
一酸化炭素 測 定 器	(イ) (二) (ホ) (ろ) + + + =		
ボーリングバー	(イ) (ハ) (二) (ホ) (い) + + + + =		

(備考) 算定式は小数点以下第3位まで
必要数は小数点以下を切り上げる

保安業務資格者等一覧

事業所の名称

氏 名	免状の種類	免状交付県名	免状番号	交付年月日	直近の再講習年月日

免状を複数所有している場合には、以下の優先順で1種類のみ記入すること。

(ただし、液化石油ガス設備士であり、かつ、業務主任者に選任されている者については、1及び2の2種類の免状について記載すること。)

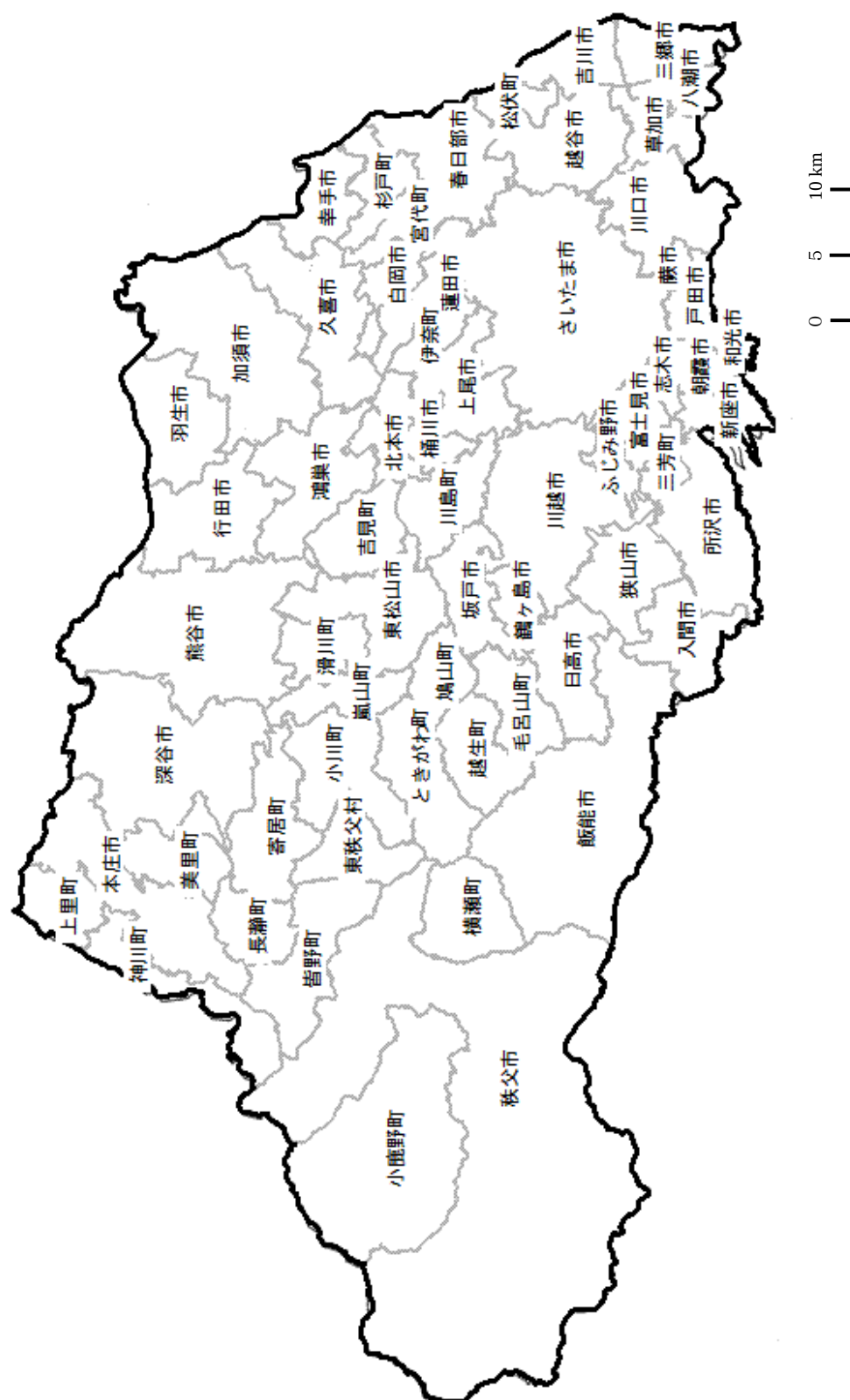
- 1 液化石油ガス設備士免状
- 2 高圧ガス販売主任者免状
- 3 高圧ガス製造保安責任者免状
- 4 業務主任者の代理者講習修了証
- 5 液化石油ガス保安業務資格者講習修了証
- 6 充てん作業講習修了証
- 7 液化石油ガス調査員講習修了証

免状の種類、番号がわかる部分の写しを添付すること

(液化石油ガス設備士、業務主任者及び充てん作業者の場合には、再講習の受講記録欄の写しを含む)

緊急時対応を行う場合の範囲図

(事業所ごとに作成、県外の消費者も含む。)



1. 緊急事対応を行う事業所の位置を記入すること。
2. 緊急事対応を行う事業所から30分以内に到着可能な地域の範囲を図示すること。
3. 緊急時対応を行う一般消費者等の範囲を図示すること

欠格事由に関する事項 (法人)

年 月 日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

当法人及び当法人の役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 30 条各号に該当していないことを誓約します。

なお、当法人の役員は以下のとおりです。

役 職 名	氏 名

(備考) 役員とは、役員のうち業務を行う者をいい、業務の監査にあたるものは含まれない。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 30 条

- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 2 第 35 条の 3 の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 3 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
- 4 法人であつて、その業務を行う役員の中に前 3 号のいずれかに該当する者があるもの

欠格事由に関する事項 (個人)

年 月 日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
第30条各号に該当していないことを誓約します。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条

- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又はこれらの法律に
基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を
受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しな
い者
- 3 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定
める者
- 4 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者がある
もの

役員及び構成員について

当社の役員及び構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 33 条で規定する構成員）の 3 分の 2 が、下記事項の者に該当しない事を証明します。

記

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

年 月 日

氏名又は名称及び
法人にあつては
その代表者の氏名
住 所

（参考）構成員について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 33 条

法第 31 条第 3 号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じて次の各号に掲げる者とする。

- 一 一般社団法人 社員
- 二 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号の株式会社 株主
- 三 会社法第 2 条第 1 号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員
- 四 中小企業等協同組合法第 3 条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法第 3 条第 1 項の農業協同組合 組合員
- 五 中小企業等協同組合法第 3 条の協同組合連合会及び農業協同組合法第 3 条第 1 項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- 六 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類する者

保安業務以外の業務の種類及び概要

業務の種類	概要
L P ガスに関する業務	1. 一般消費者等 L P ガス販売 2. 工業用等 L P ガス販売 3. L P ガス充てん等 4. L P ガス配送 5. ガス器具販売 6. L P ガス設備工事 7. その他（ ）
その他の業務	

1. LPガスに関する業務については、実施している業務内容の番号に「○」を付すこと。
2. 法人にあっては、定款記載の業務のうち現に行っている業務を記載すること。

保安機関事業所連絡票

名 称			
住 所	〒		
電 話		F A X	
駐車場	有・無	認定番号	
最寄り駅からの案内図 (最寄駅) 線 駅 から 徒歩 分 タクシー 分			
(目印になるもの、駐車場を記入して下さい。)			

保安業務用機器に関する事項

別紙写真の保安業務用機器は、当事業所に備えているものであり、常時使用可能です。また、当該保安業務用機器の製造番号等については、下表のとおりです。

事業所名 _____ ※事業所が複数ある場合は、事業所ごとにご記入下さい。
 事業所の所在地 _____

保安業務用機器	製造者（メーカー）	型 式 等	製 造 番 号	製造、又は、購入年月
自 記 圧 力 計				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
ガ ス 検 知 器				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
一酸化炭素 測定器				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月

（備考）保安業務計画書に記載した保安業務用機器の数量すべてを記載すること。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認定番号	

保安機関認定更新申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
保 安 機 関 認 定 番 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 2 条第 1 項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
- 2 更新を受けようとする保安業務区分

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認定番号	

一般消費者等の数の増加認可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 一般消費者等の数を増加しようとする保安業務区分
- 3 増加しようとする一般消費者等の数
- 4 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

一般消費者等の数の減少届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第2項の規定により、
次のとおり届出ます。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分
- 3 減少した一般消費者等の数
- 4 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認定番号	

保安業務規程認可申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので、申請します。

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認定番号	

保安業務規程変更認可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

認定行政庁変更届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第6条の規定により、次のとおり届出ます。

- 1 従前の法第29条第1項の認定の年月日及び認定番号
- 2 新たな法第29条第1項の認定をした者、認定の年月日及び認定番号
- 3 認定行政庁の変更の理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

保安機関変更届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
保安機関認定番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する
同法第8条の規定により、次のとおり届出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

保安機関承継届書（甲）

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法10条第3項の規定により、次のとおり届出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏 名 又 は 名 称	
	法 人 に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名	
	住 所	
	認定の年月日及び認定番号	
	事業所の名称及び所在地	
承 継 者 に 関する事項	認定の年月日及び認定番号	

（備考） 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

保安機関承継届書（乙）

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する
同法10条第3項の規定により、次のとおり届出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の認定の年月日及び認定番号	
承 継 者 の 認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	

（備考） 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

保安機関事業譲渡証明書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり保安機関の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

- 1 認定の年月日
- 2 認定番号
- 3 譲渡しの年月日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

保安機関相続同意証明書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

証明者氏名

住 所

電 話 番 号

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

2 認定の年月日

3 認定番号

4 保安機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

5 相続開始の年月日

(備考) 1 証明書は、保安機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 証明者には、県から証明書の内容について確認の連絡をすることがあります。

×整理番号	
×受理年月日	

保安機関相続証明書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
電 話 番 号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
電 話 番 号

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 認定の年月日
- 3 認定番号
- 4 保安機関の地位を承継した者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 証明者は、2人以上とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 証明者には、県から証明書の内容について確認の連絡をすることがあります。

×整理番号	
×受理年月日	

保安機関事業承継証明書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

被承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

承 継 者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

次のとおり分割によって保安機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 認定の年月日
- 2 認定番号
- 3 承継の年月日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

保安業務廃止届書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する
同法第23条の規定により、次のとおり届出ます。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 保安業務を廃止した年月日
- 3 保安業務を廃止した理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×許可番号	

貯蔵施設等設置許可申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 36 条第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の名称及び所在地

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

貯蔵施設等設置（容器）許可申請書（別紙 1）

1. 特定供給設備に係る技術上の基準に対応する事項

《 》は、完成検査時提出書類等

貯蔵能力		Kg (Kg × 本)		
規則 53条	項 目	対 応 事 項	添付書類	
1 号	イ 保安距離	用途地域等（工業専用地域、工業団地、その他の地域） 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 （障壁の斜角距離を含む。）	
	ロ 障壁	材料	C種重量ブロック造り厚さ（ ） cm （コンクリートモルタルを充てんする） 鉄筋コンクリート造り厚さ（ ） cm	容器置場の構造図 （障壁等の構造） 《施工時写真》
		高さ	（ ） m	
		配筋の太さ	（ ） mm 隅筋（ ） mm	
		配筋の間隔	縦（ ） cm、横（ ） cm 隅部の鉄筋は確実に結束する	
		扉の材料・厚さ	（ ） mm厚鋼板、（ ） mm厚等辺 山形鋼を縦（ ） cm、横（ ） cm 間隔で溶接 壁面とのかぶり（ ） cm以上、施錠 有・無	
	ハ 火気を取り扱う施設距離	火気を取り扱う施設距離 _____ m 液化石油ガスの流動を防止する措置 _____	耐火性の壁類等の構造図及び配置図	
	ニ 液化石油ガスの滞留を防止する措置	縦（ ） cm×横（ ） cm× 数（ ）ヶ所 換気口全体の有効面積（ ） cm ²	換気口の配置、構造図	
	ホ 販売所外に設置された貯蔵設備のさく、塀等	さく、へい等	さく、へい等の構造図及び配置図	
	ヘ 警戒標	表示内容：LPガス特定供給設備・燃・火 気厳禁・販売所の名称等・管理者の氏名・ 電話番号・その他 （ ）	表示内容、位置図	
	ト 消火設備の設置	消火器の個数 _____ 個 消火器の能力 A－（ ） B－（ ）	設置場所の位置図	
	チ 屋根又は遮へい板	繊維強化セメント板・薄鉄板・その他 （ ）	構造図	
リ 転倒防止措置	チェーン・その他 （ ）	フック等の構造図及び配置図		
ヌ 腐食防止措置	充てん容器等の塗装・排水のよい場所	排水のよいことを示す図面等		

貯蔵施設等設置（容器）許可申請書（別紙2）

3号	液化石油ガスの供給が 中断しない設備	自動切替式調整器・液状の液化石油ガス自 動切替装置・その他 ()	調整器等の仕様、図面
4号	規則第18条第4～8の2 号,第10号,第19～21号 の基準	(2. 供給状況等)	基準に対応する資料 (気化装置、調整器、 バルブ、供給管等の仕 様、図面含む) 《耐圧、気密、調整圧 力等試験成績書》《漏 えい試験報告書》《腐 食防止施工写真》

2. 供給状況等

高圧部	主な管の材料				
中・低圧部	露出部	主な管の材料			
	埋設部	主な管の材料		深さ	m
	ピット	有 ・ 無 (有の場合は、図面に明記すること。)			
供給状況	調整器	①自動切替式(1. 分離型・2. 一体型) ・ ②2段減圧式(1. 分離型・2. 一体型) ③単段減圧式 能力 <u> </u> kg/h			
	メーター	①マイコンⅡ ・ ②B ・ ③SB ・ ④E ・ ⑤EB ・ ⑥その他 (), 号			
	ガス漏れ警報器連動遮断装置	①有 ・ ②無			
	対震自動ガス遮断装置	①メーター内蔵 ・ ②感震器連動			
	ガス漏えい検知装置	①有 (流量検知式 ・ 圧力検知式 ・ 流量検知式圧力監視型) ・ ② 無			
	気化装置	①有 (形式 <u> </u> , 能力 <u> </u> kg/h) ・ ② 無 (認定書の写し)			

3. その他の添付書類（以下の書類を添付すること）

1	現地への案内図（最寄り駅から所在地までが確認できるもの）
2	供給管の配管図

貯蔵施設等設置 (バルク貯槽) 許可申請書 (別紙 1-1)

1. バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項

《 》は、完成検査時提出書類等

貯 蔵 能 力		Kg (Kg × 基)	
規則 54条	項 目	対 応 事 項	添付書類
2号イ 19-3イ	バルク貯槽の規格	地上式・地下埋設式 容積 _____ m ³ 材質 _____	製品仕様書及び明細図 《特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証》
2号ロ	保安距離	用途地域等 (①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域) 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 保安距離確保の代替措置 _____	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 (障壁の斜角距離含む。) 障壁又は構造壁等の 構造図《施工時写真》
2号ハ	火気を取り扱う施設の 距離及び液化石油ガスの 流動を防止する措置	火気を取り扱う施設距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 液化石油ガスの流動を防止する措置 _____	耐火性の壁類等の構造図 及び配置図
2号ニ	消火設備 (又は防消火 設備) の設置	消火器の個数 _____ 個 消火器の能力 A- () B- () 防火設備の種類 ① 散水設備 ② 消火栓	設置場所の位置図 (防火設備にあっては、 貯槽の外面からの距離を 示し、仕様書等を添付 《施工時写真》)
2号ホ 19-3ハ		元弁をみだりに操作できない措置 _____	
(1)	安全弁 及び安全弁元弁	所要吹出し量 $W_1 =$ _____ kg/h 規定吹出し量 $W_2 =$ _____ kg/h	吹出し量計算書 《試験合格書又は認定書》
(2)	液面計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他 方式:	《試験合格書又は認定書》
(3)	過充填防止装置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	《試験合格書又は認定書》
(4)	カップリング用液流出防止 装置付き液取入弁	①試験合格品 ・ ②大臣認定品	《試験合格書又は認定書》
(5)	ガス取出弁 及びガス放出防止器等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書》
(6)	液取出弁 及びガス放出防止器等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書》
(7)	カップリング付き均圧弁	有 (カップリング ①試験合格品・②大臣認定品) ・ 無	《試験合格書又は認定書》
(8)	付属機器 (1)～(7) の 保護	プロテクター厚さ _____ mm	明細図、材質、地上貯槽 にあっては開口部の図面

貯蔵施設等設置 (バルク貯槽) 許可申請書 (別紙 1-2)

2号ホ 19-3ハ	(9)	警 戒 標	表示内容： 液化石油ガス・L P ガス・火気厳禁	表示位置図
	(10)	緊急連絡先の表示	表示内容：	表示位置図
	(11)	腐食防止措置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ μm 2. 上塗り塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ μm 3. 電気防しよく措置 (地下貯槽) ①有 (マグネシウム _____ kg × 本) ・ ②無 防しよく電位測定端子・プロテクターとの 電氣的絶縁・配管との絶縁継手等	下地処理、塗装の仕様 《塗装記録》 電気防しよく措置仕様、取付位置図 《施工時写真》
	(12)	支柱又はサドル等の設置	①支柱 ・ ②サドル ・ ③その他	貯槽明細図
2号ホ 19-4		貯槽は漏洩がないこと		《漏えい試験結果》
2号ホ 19-5		ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム 有 ・ 無 常時監視装置設置場所 住所 _____ 名称 _____	監視システム概要書 (無 の場合は要件に適合する資料) 《ガス漏れ検知器作動、 監視試験結果》
2号ホ 19-6		貯槽と調整器間の液状 液化石油ガスの滞留防止	措置方法：①単段減圧式をプロテクター内・②二段減圧式一体 型を貯槽の直近・③二段減圧式分離型の一次側をプロテクター内・④その他	図面
2号へ (地上貯槽)	19-3ニ (1)	基礎 (貯蔵能力3千キログラム未満)	地盤面からの高さ _____ cm	基礎図面《施工時写真》
	19-3ニ (2)	車輛が接触しない措置	措置方法：	図面
	19-3ニ (3)	支柱又はサドル等の固定 (貯蔵能力3千キログラム未満)		基礎図面
	19-3ニ (4)	接地 (貯蔵能力3千キログラム未満)	接続線の断面積 _____ mm^2 接続方法： 接地棒の直径 _____ mm 長さ _____ mm	位置図
	19-3ニ (5)	安全弁放出管の設置	頂部からの高さ _____ cm	図面
2号ト 19-3ホ	(1)	頂部は地盤面下30cm以上 (貯蔵能力3千キログラム未満)	頂部埋設深さ _____ cm	施工図面 《施工時写真》

貯蔵施設等設置 (バルク貯槽) 許可申請書 (別紙 1 - 3)

2号ト 19-3-ホ		措置方法：	施工図面 埋設箇所の付近図
地下貯槽 (三千キログラム未満)	(2)	埋 設 場 所 に 車 輛 乗 入 不 可 の 措 置	
	(3)	浮 き 上 が り 防 止 措 置	バルク貯槽空体総質量 _____ kg コンクリート板の質量 _____ kg バルク貯槽の全容積 _____ m ³ コンクリート板の容積 _____ m ³
	(4)	石塊等のない土砂の使用	《施工時写真》
	(5)	ガス検知用孔あき管設置	設置本数 _____ 本 施工図面《施工時写真》 孔あき管の仕様
	(6)	標 識 杭 の 設 置	設置位置図《施工時写真》
	(7)	プロテクターのふた	不燃性断熱材の裏あて _____ mm 貯槽仕様図面
2号チ (三千キログラム以上バルク貯槽)	(1)	(i) 埋設の方法 (ii) 頂部は地盤面下 30cm以上 (iii) 隣接するバルク貯槽 の相互間1m以上	①貯槽室 (1.乾燥砂・2.水没・3.強制換気) ②その他 頂部埋設深さ _____ cm 相互間距離 _____ m 施工図面《施工時写真》 埋設箇所の付近図
	(2)	隣接するバルク貯槽等の 相互間距離	相互間距離 _____ m 水噴霧装置の有・無 配置図
	(3)	基礎・バルク貯槽の支柱	基礎図面《施工時写真》
	(4)	耐熱構造又は冷却装置	耐熱性構造 ・ 冷却装置 仕様、明細図《施工記録》
	(5)	静 電 気 の 除 去 措 置	措置方法： 仕様、位置図《施工記録》
	(6)	地震の影響に対して安全 な構造	耐震設計の基準に対応する 資料、図面《施工記録》
3 号	規則第18条第4～7号,第8号の2, 第10号,第19～21号の基準	(別 紙 3)	基準に対応する資料 (気化 装置、調整器、バルブ、供 給管等の仕様、図面含む) 《耐圧、気密、調整圧力等 試験成績書》《漏えい試験 報告書》《腐食防止施工写 真》
4 号	供 給 管 の 耐 圧 試 験	イ 耐圧試験圧力 (バルク貯槽と調整器の間) _____ MPa ロ 耐圧試験圧力 (調整器1次側と2次側の間) _____ MPa	《耐圧試験報告書》

貯蔵施設等設置 (バルク容器) 許可申請書 (別紙 2-1)

1. バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項

《 》は、完成検査時提出書類等

貯蔵能力		Kg (Kg × 基)	
規則 54条	項 目	対 応 事 項	添付書類
1号 19-2カ	遮 へ い 措 置	軽量の屋根・遮へい版	明細図
1号 19-2ニ	消 火 設 備 の 設 置	消火器の個数 _____ 個 消火器の能力A- () B- ()	設置場所の位置図
1号 19-2ホ 19-1	イ カップリング用液流出防止装置付き液取入バルブ	カップリング用液流出防止装置 (①試験合格品・②大臣認定品)	《試験合格書又は認定書等》
	ロ ガス取出バルブ及びガス放出防止器等	ガス放出防止器 ・ 緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書等》
	ハ 液 取 出 バ ル ブ 及びガス放出防止器等	ガス放出防止器 ・ 緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書等》
	ニ カップリング付き均圧バルブ	有(カップリング) ①試験合格品・②大臣認定品) ・ 無	《試験合格書又は認定書等》
	ホ 液 面 計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他 方 式 : _____	《試験合格書又は認定書等》
	ヘ 過 充 填 防 止 装 置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	《試験合格書又は認定書等》
	ト 付属機器への保護	プロテクター厚さ _____ mm	明細図
	チ 警 戒 標	表示内容 : 液化石油ガス・L P ガス・火気厳禁	表示位置図
	リ 緊急連絡先の表示	表示内容 :	表示位置図
	ヌ 腐 食 防 止 措 置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ μm 2. 上塗り塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ μm	
ル	スカート又はサドル等の設置	①スカート ・ ②サドル ・ ③その他	明細図

貯蔵施設等設置 (バルク容器) 許可申請書 (別紙 2 - 2)

1号 19-2ホ 19-1	ヲ リ カ	基 礎 車両が接触しない措置 安全弁放出管の設置	地盤面からの高さ _____ cm 措置方法 : _____	基礎図面 図面 図面
1号 19-4		容器は漏洩がないこと		《漏えい試験結果》
1号 19-5		ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム 有 ・ 無 常時監視装置設置場所 住所 _____ 名称 _____	監視システム概要書 (無の場合は要件に適合する資料) 《ガス漏れ検知器 作動、監視試験結果》
1号 19-6		容器と調整器間の液状 液化石油ガスの滞留防止	①単段減圧式をプロテクター内・②二段減圧 式分離型の一次側をプロテクター内・③その 他	
1号 53-1イ、ロ		保 安 距 離	用途地域等 (①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域) 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 障壁の有無 有 ・ 無	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 (斜角距離を含む。) 障壁の構造図 《施工時写真》
1号 53-1ハ		火気を取り扱う施設距離 及び液化石油ガスの流動 を防止する措置	火気を取り扱う施設距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 液化石油ガスの流動を防止する措置 _____	耐火性の壁類等の 構造図及び配置図
3号		規則第18条第4～7号,第8号の2, 第10号,第19～21号の基準	(別 紙 3)	基準に対応する資料 (気化装置、調整 器、バルブ、供給管 等の仕様、図面含 む) 《耐圧、気密、調整 圧力等試験成績書》 《漏えい試験報告 書》《腐食防止施工 写真》
4号		供給管の耐圧試験	イ 耐圧試験圧力 (バルク容器と調整器の間) _____ MPa ロ 耐圧試験圧力 (調整器1次側と2次側の間) _____ MPa	《耐圧試験報告書》

貯蔵施設等設置 (バルク供給) 許可申請書 (別紙 3)

2. 供給状況等

高 圧 部	主な管の材料			
中・低圧部	露出部	主な管の材料		
	埋設部	主な管の材料	深さ	m
	ピット	①有 (図面に明記すること。) ・ ②無		
供給状況	調整器	①自動切替式 (1. 分離型・2. 一体型) ②二段減圧式 (1. 分離型・2. 一体型) ③単段減圧式	能力	kg/h
	メーター	①マイコンⅡ ・ ②S ・ ③SB ・ ④E ⑤EB ・ ⑥その他 (), 号		
	ガス漏れ警報器連動遮断装置	①有 ・ ②無		
	対震自動ガス遮断装置	①メーター内蔵 ・ ②感震器連動		
	ガス漏えい検知装置	①有 (1. 流量検知式・2. 圧力検知式・3. 流量検知式圧力監視型) ・ ②無		
	気化装置 (添付書類)	①有 (形式 _____, 能力 _____ kg/h) ・ ②無 (認定書の写し)		

3. 充てん設備に係る事項

項 目	対 応 事 項	添付書類
充 て ん 事 業 者	名称 _____	《充てん設備の許可証 又は届出受理書》
充 て ん 設 備 の 種 類	①規則第 6 4 条第 1 項に基づく設備 (新 型) ②規則第 6 4 条第 2 項に基づく設備 (従来型)	
車 輦 登 録 番 号	登録番号 _____	
貯蔵設備の記号及び番号	記号 _____ 番号 _____	
許可番号及び許可年月日	許可番号 _____ 許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
車 輦 停 車 位 置	第 1 種保安物件までの距離 _____ m 第 2 種保安物件までの距離 _____ m	停車位置付近の図面

4. その他の添付書類 (以下の書類を添付すること)

1	現地への案内図 (最寄り駅から所在地までが確認できるもの)
2	供給管の配管図

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×許可番号	

貯蔵施設等変更許可申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の名称及び所在地

3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

貯蔵施設等変更届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第2項の規定により、次のとおり届出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×検査番号	

貯蔵施設等完成検査申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の検査を受けた
いので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

2 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の名称及び所在地

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

貯蔵施設等完成検査受検届書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届出ます。

- 1 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 貯蔵施設等完成検査証の検査番号

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

貯蔵施設等完成検査結果報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第2項の規定により報告します。

- (備考)
- 1 報告に係る貯蔵施設等完成検査証の写しを添付すること。
 - 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 3 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×許可番号	

充てん設備許可申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の規定によ
り許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×許可番号	

充てん設備変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項で準用する
同法第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地並びに貯蔵設備の記号及び
番号

2 充てん設備の変更の内容

3 変更の理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

充てん設備変更届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項で準用する同法第 37 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届出ます。

1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地並びに貯蔵設備の記号及び番号

2 変更の内容

3 変更の年月日

4 変更の理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×検査番号	

充てん設備完成検査申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 4 第 4 項で準用する
同法第 3 7 条の 3 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする充てん設備の許可の年月日及び許可番号

2 検査を受けようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

充てん設備完成検査受検届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 充てん設備完成検査証の検査番号

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

充てん設備完成検査結果報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する
同法第37条の3第2項の規定により報告します。

- (備考) 1 報告に係る充てん設備完成検査証の写しを添付すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地並びに貯蔵設備の記号及び番号

2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号

3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

充てん設備保安検査受検届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書きの規定により、次のとおり届出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地並びに貯蔵設備の記号及び番号
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 充てん設備保安検査証の検査番号

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

充てん設備保安検査結果報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第3項の規定により報告します。

- (備考)
- 1 報告に係る充てん設備保安検査証の写しを添付すること。
 - 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 3 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

充てん設備休止届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1 休止した充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地並びに貯蔵設備の記号及び番号

2 休止期間

3 休止理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

充てん設備休止再開届書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 81 条第 1 項ただし書の規定により休止していた充てん設備について、使用を再開したいので届け出ます。

- 1 休止を再開する充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地並びに貯蔵設備の記号及び番号
- 2 休止期間

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

液化石油ガス充てん事業者報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

充てん事業者氏名

(法人にあっては名称及び代表者名)

住 所

使用の本拠の住所

電話番号

責任者氏名

1 報告事業年度 年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)

2 充てん設備に係る事項

(1) 充てん設備の台数 台

(2) 充てん設備の詳細

項目	車輜登録番号	車輜登録番号	車輜登録番号
充てん設備の種類 (どちらかに○)	規則第64条 第1項(新型) 第2項(従来型)	規則第64条 第1項(新型) 第2項(従来型)	規則第64条 第1項(新型) 第2項(従来型)
貯蔵設備の 記号及び番号	記号・番号	記号・番号	記号・番号
許可番号及び 許可年月日	許可番号 許可年月日 年 月 日	許可番号 許可年月日 年 月 日	許可番号 許可年月日 年 月 日

3 充てんに係る一般消費者等の数

(1) 充てんに係る一般消費者等 (あり ・ なし)

(2) (1) で充てんに係る一般消費者等が『あり』の場合は、一般消費者等の詳細を「別紙」に記載すること。

4 充てん作業従事者数 人

別紙

3 充てんに係る一般消費者等の数

(年 月 日現在)

市町村名	バルク貯槽等の 規模	基数	消費者数 (世帯数又は件 数)	市町村名	バルク貯槽等の 規模	基数	消費者数 (世帯数又は件 数)
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000kg ～				1000kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000kg ～				1000kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000kg ～				1000kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000kg ～				1000kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000kg ～				1000kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000kg ～				1000kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000kg ～				1000kg ～		
	～ 299Kg				～ 299Kg		
	300 ～ 500Kg				300 ～ 500Kg		
	501 ～ 999Kg				501 ～ 999Kg		
	1000kg ～				1000kg ～		

液化石油ガス設備士免状返納届書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項
の規定により交付を受けた液化石油ガス設備士免状を下記のとおり返納します。

記

- 1 設備士の氏名
- 2 免状番号
- 3 免状交付年月日
- 4 返納の理由

(備考) 1 届出者は、原則として返納する免状の交付を受けた本人が自署してください。
(既に死亡している場合等は代理の方でもかまいません。)

免状が返納されたことを指定講習機関である高圧ガス保安協会に情報提供すると、法定講習案内の送付が停止されます。

高圧ガス保安協会への情報提供を希望しますか? はい いいえ

(どちらかを○で囲んでください)

×整 理 番 号	
×受理年月日	

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

年 月 日

(宛先)

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
電 話 番 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第1項の規定により、次のとおり届出ます。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

1. 記録及び配管図面の保存場所及び分類の方法

- (2) 分類方法等 (該当方法に○印をつけること。)

ウ その他（

名 称	メ ー カ ー	台 数
自 記 圧 力 計		

(3) その他 (

[illegible]

115

×整 理 番 号	
×受理年月日	

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

年 月 日

(宛先)

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
電 話 番 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届出ます。

1 事業開始の届出の年月日

2 変更の内容

3 変更の理由

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

×整 理 番 号	
×受理年月日	

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

年 月 日

(宛先)

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
電 話 番 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届出ます。

事業開始の届出年月日

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。

事故届書（特定消費設備に係る事故以外の場合）

事 故 届 書	液 石	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	
氏 名 又 は 名 称 （事業所の名称又は 販売所の名称を含む。）			
住所又は事務所（本社）所在地			
事 業 所 所 在 地			
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏 名

（宛先）
埼玉県知事

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 × 印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

事故届書（特定消費設備に係る事故の場合）

事 故 届 書		液石	× 整 理 番 号	
			× 受 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 （事業者の名称又は販売所の名称を含む。）				
住所又は事務所（本社）所在地				
事 業 所 所 在 地				
事 故 発 生 年 月 日				
事 故 発 生 場 所				
事 故 の 状 況		別紙のとおり		
事 故 発 生 の 特 定 消 費 設 備	名 称			
	機 種			
	型 式			
	製 造 年 月	年 月		
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	工事業者の氏名又は名称及び連絡先			
	監督者の氏名			
	資格証の番号			
	施工内容及び施工年月日			

年 月 日

代表者 氏名

（宛先）

埼玉県知事

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 × 印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

液化石油ガス事故報告書 その1

様式2

報告年月 _____ 年 _____ 月 _____ 日 都道府県 _____ 担当部署 _____	報告段階 速報 中間 (第 _____ 報) 確報
--	---------------------------------

事故発生日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日 _____ 時 _____ 分頃(24時間制)
 事故分類 A B C1 C2
 事故種別 LPガス事故 (漏えい 漏えい爆発 漏えい爆発・火災 漏えい火災 一酸化炭素中毒 酸欠)
 人的被害 死者 _____ 名 (うち第三者 _____ 名)
 重傷(症)者 _____ 名 (うち第三者 _____ 名)
 軽傷(症)者 _____ 名 (うち第三者 _____ 名)
 物的被害 ・全焼 ・半焼 ・一部焼損 ・全壊 ・半壊 ・一部破損 ・その他(_____)
 被害物件詳細 _____
 損害見積額 _____ 億円(1億円未満は不要)

事故発生場所
 1 住所又は所在地 _____ (市区町村まで)
 I. 豪雪地域 II. 地震防災対策強化地域
 2 建物用途 ・一般住宅 ・共同住宅 ・宿泊施設(旅館・ホテル等) ・飲食店 ・その他店舗 ・学校等 ・病院等 ・工場 ・事務所 ・その他 (_____)
 I. 屋内 II. 屋外
 3 安全装置等の設置義務 ・設置義務施設 / ・その他
 4 LPガス供給先 ・一般消費者等 / ・認定対象一般消費者等
 5 LPガス供給状況 ・容器 (・体積販売 ・質量販売) (_____ kg × _____ 本 (供給側 _____ 本 ・ 予備側 _____ 本)) ・バルク貯槽/貯槽 (_____ kg _____ 基)
 6 事故原因箇所

・貯蔵施設
 ・充填設備 (使用の本拠の所在地 / 充填作業)
 高圧部
 ・容器
 ・バルク貯槽/貯槽
 ・容器バルブ
 ・高圧ホース (製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 製造年月 _____)
 ・集合装置
 ・供給管 (本管/継手部 ・ 管の種類 (硬質管(白管 ・ その他(_____)) ・ その他)
 (露出部 / 隠ぺい部 ・ 埋設部 ・ その他(_____)) (施工年 _____)
 ・調整器 (単段式 / 自動切替式 / その他) (製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 製造年月 _____)
 (容量 _____ kg/h)

低圧部
 ・供給管 (本管/継手部 ・ 管の種類 _____ ・ 露出部/隠ぺい部/埋設部/その他(_____))
 ・ガスメータ (製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 設置年月 _____ ・ 容量 _____ m³/h)
 ・配管 (末端ガス栓まで) (本管/継手部 ・ 管の種類 _____ ・ 露出部/隠ぺい部/埋設部/その他(_____) ・ 施工年 _____)
 ・ガス栓 (中間ガス栓/器具ガス栓/末端ガス栓(使用側・未使用側)
 ・ ガス栓の種類 _____ ・ 製造者又は輸入者名 _____ ・ 製造年月 _____)
 ・配管 (末端ガス栓以降) (管の種類 _____ ・ 製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 製造年月 _____)
 ・燃焼器具 (機種名称 _____ ・ 給排気方式(開放式・CF・FE・BF・FF・RF))
 (立消え安全装置/不完全燃焼防止装置/その他(_____)/装置なし)
 ※特定消費設備の場合
 ・製造者又は輸入者の名称 _____
 ・型式 _____
 ・製造年月 _____
 【特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示】
 ・特定工事事業者の氏名又は名称及び連絡先 _____
 ・監督者の氏名 _____
 ・資格証の番号 _____
 ・施工内容及び施工年月日 _____

販売事業者
 1 販売事業者区分 販売事業者 / 認定販売事業者 (1号 / 2号)
 2 販売事業者名称 _____ 登録番号 _____ 登録行政庁 _____
 3 販売事業者所在地 _____
 4 販売事業所名 _____
 5 販売事業所所在地 _____

事故の状況
 1 全容
 2 原因
 一次原因(直接原因)
 【接続不良/損傷/腐食/劣化/不具合等/立消え/燃焼不良/換気不良/点火ミス/ガス栓等の開閉ミス/バルブ等の開閉ミス/その他/不明】
 二次原因(間接原因)
 【器具等製造不良/施工不完全/維持管理不完全/容器交換時等不備/供給設備点検不備/消費設備調査不備/緊急時対応不備/緊急時連絡不備/自然現象(風水害/地震/雪害/その他(_____))/その他(_____)】
 3 対策

液化石油ガス事故報告書 その2

様式2

事故発生先場所における供給機器安全装置設置状況:			
安全装置等設置状況			
a.ガス放出防止器	a.設置	b.無し	
b.遮断弁付ガスメータ	a.設置 (S / E / SB / EB / その他 ()) b.無し		
c.ヒューズガス栓	a.設置	b.無し	
d.自動ガス遮断装置	a.設置	(イ. ガス漏れ警報器連動 □. 対震 ハ. その他)	b.無し
e.CO警報器	a.設置	(イ. 鳴動した □. 鳴動しない ハ. 不明)	b.無し
f.集中監視システム	a.設置	(イ. 双方向 □. 片方向)	b.無し
g.ガス漏れ警報器	a.設置	(イ. 鳴動した □. 鳴動しない(検知区域外/その他()) ハ. 不明)	b.無し
h.業務用換気警報器	a.設置	(イ. 鳴動した □. 鳴動しない ハ. 不明)	b.無し
責任の所在: (該当する項目を全てについてチェックする。)			
a.一般消費者等	b.販売事業者	c.保安機関	d.他工事業者
e.ガス工事業者	f.器具等メーカー	g.充てん事業者	h.配送事業者
i.その他 ()	j.不明 ()		
保安業務の実施状況(直近)			
1 供給開始時点検調査 (実施年月日)	・ 保安機関名称及び事業所名)	・ 指摘事項等)	
2 容器交換時供給設備点検 (実施年月日)	・ 保安機関名称及び事業所名)	・ 指摘事項等)	
3 定期供給設備点検 (実施年月日)	・ 保安機関名称及び事業所名)	・ 指摘事項等)	
4 定期消費設備調査 (実施年月日)	・ 保安機関名称及び事業所名)	・ 指摘事項等)	
5 周知 (実施年月日)	・ 保安機関名称及び事業所名)	・ 指摘事項等)	
6 緊急時対応 (実施年月日)	・ 保安機関名称及び事業所名)	・ 指摘事項等)	
7 緊急時連絡 (実施年月日)	・ 保安機関名称及び事業所名)	・ 指摘事項等)	

事故措置・対策	
1 都道府県等が行った措置	
2 法令違反の有無 ・ 事故原因が直接法令違反の場合 （ 関係条項 ） ・ その他の法令違反の場合 （ 関係条項 ） ・ 違反事項なし	

液化石油ガス事故報告書（喪失・盗難）

様式2-1

報告年月 _____ 年 _____ 月 _____ 日 都道府県 _____ 担当部署 _____	報告段階 速報 中間 (第 _____ 報) 確報
事故発生日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日 _____ 時 _____ 分頃(24時間制) 事故種別 喪失 / 盗難	
事故発生場所 1 住所又は所在地 _____ (市区町村まで) 3 LPガス供給状況 ・容器 (・体積販売 ・質量販売) (_____ kg × _____ 本 (供給側 _____ 本 ・ 予備側 _____ 本)) 4 喪失又は盗難容器の容量及び本数 (_____ kg _____ 本) 5 容器番号 _____	
販売事業者 1 販売事業者名称 _____ 登録番号 _____ 登録行政庁 _____ 2 販売事業者所在地 _____ 3 販売事業所名 _____ 4 販売事業所所在地 _____ 5 容器所有者名称 _____	
事故の状況 1 全容 2 対策 3 その他参考となる事項 	
都道府県が行った措置 	
法令違反の有無 ・ 事故原因が直接法令違反の場合 (関係条項) ・ その他の法令違反の場合 (関係条項) ・ 違反事項なし	